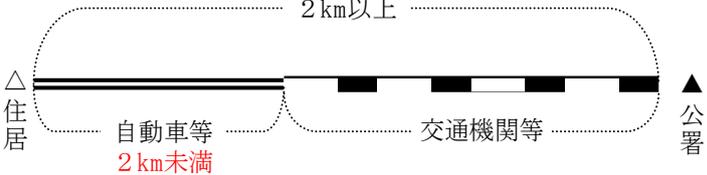


単 位 事 務 名	
通 勤 手 当	
根 拠 及 び 参 考 法 令	鹿児島県職員の給与に関する条例 鹿児島県学校職員の給与に関する条例 鹿児島県職員の通勤手当支給規則 給与条例の運用方針について（通知）（昭和58年11月21日人第280号） 通勤手当支給規則の取扱について（通知）（昭和33年10月16日人第398号） 通勤手当の取り扱いについて（通知）（昭和39年12月24日人第650号） 通勤手当の取り扱いについて（通知）（昭和46年2月1日人第295号） 通勤手当支給規則取扱い通知の一部改正について（通知）（平成25年3月15日人第134号）

項 目	処 理 方 法
通勤手当の趣旨	1 通勤手当の趣旨（条例第11条） <u>通勤（注1）</u> のため常例として、 <u>交通機関等を利用してその運賃等を支払っている職員又は自動車等を使用している職員（注2）</u> に支給する手当である。 ※（注1）（鹿児島県職員の通勤手当支給規則（以下通勤手当に係る部分において「規則」という。）第2条第1項） 通勤とは、勤務のため住居と勤務公署との間を往復することをいう。 ※（注2） 再任用職員にも支給される。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> （参考） 県費負担非常勤職員には、通勤手当相当額が支給される。要件を具備するに至った場合には、通勤届を教育事務所に届け出る（所属長を経由）。詳細については、公立小・中学校に勤務する県費負担非常勤職員に対する通勤手当相当額の支給手続について（通知）（平成27年4月1日鹿教第9号）を参照 </div>
支給要件と 支給額	2 支給要件と支給額 (1) 交通機関等（JR、おれんじ鉄道、市電、バス等）の利用者の場合 ア 支給要件（条例第11条第1項第1号） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 a 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること。 b 運賃等の負担を常例とすること。 c 徒歩により通勤するものとした場合の <u>通勤距離（注3）</u> が片道

項 目	処 理 方 法
	<p style="text-align: center;"><u>2 km (注4)</u> 以上であること。</p> <p>※ (注3) (規則第2条第2項) 通勤距離は、住居から勤務公署までの経路のうち、一般に利用する最短の経路の長さをいい、できる限り直線的に国土地理院発行の地形図(縮尺5万分の1以上のものに限る。)等を用いて測定するものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものではない。</p> <p>※ (注4) (条例第11条第1項各号, 規則第5条第2号) 歩行困難な身体障害者(労働基準法施行規則別表第2に掲げる身体障害に属する程度の身体障害)で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は、片道2 km以上であることを要さない。(後記(2)・(3)の場合も同じ)</p> <p>イ 支給額(条例第11条第2項第1号, 規則第8条) 各普通交通機関ごとに規則で定められた支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)になる。 なお、支給単位期間は、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で規則で1か月を単位として定める期間で、通常は発行されている定期券の最も長い通用期間に応じ6か月、3か月、<u>1か月(注5)</u>となる。 ただし、1か月当たりの運賃等相当額(支給単位期間の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額(2以上の交通機関等を利用する場合は、それぞれの運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除した額の合計額))が55,000円を超えるときは、55,000円が限度額とされ、55,000円に支給単位期間(2以上の交通機関等の場合は、最も長い支給単位期間)の月数を乗じて得た額となる。</p> <p>(2) 自動車等(自動車, 単車, 自転車など)の使用者の場合 ア 支給要件(条例第11条第1項第2号)は 次の二つの要件を備えることが必要である。 a 通勤のために<u>自動車等(注6)</u>の使用を常例としていること。 b 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること。</p> <p>イ <u>支給額(注7)</u>(条例第11条第2項第2号, 規則第8条の2) ……次ページ参照</p> <p>※ (注5) 桜島フェリーの支給単位期間は、1か月とする。(昭和33年10月16日付け人第398号「通勤手当支給規則の取扱いについて」(以下通勤手当に係る部分について「通知」という。)第16条の3関係)</p>

項 目	処 理 方 法																																																																
	<p>※(注6) 自動車等は、職員が所有しているもの又は正当な使用权を有するものであること。</p> <p>※(注7) 自動車等に係る支給単位期間は、1か月とする。</p> <p>自動車等の使用距離は、実際に自動車等を運転した距離のうち、自宅と公署間における一般に利用される経路の最短の長さであることから、職員が提出した通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合がある。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">自動車等の使用距離（片道）</th> <th>額</th> </tr> <tr> <th>平成17年4月1日以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5 km未満</td><td></td><td>2,300 円</td></tr> <tr><td>5 km以上</td><td>10 km未満</td><td>6,700 円</td></tr> <tr><td>10 "</td><td>15 "</td><td>10,200 円</td></tr> <tr><td>15 "</td><td>20 "</td><td>13,700 円</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>25 "</td><td>16,900 円</td></tr> <tr><td>25 "</td><td>30 "</td><td>20,100 円</td></tr> <tr><td>30 "</td><td>35 "</td><td>23,100 円</td></tr> <tr><td>35 "</td><td>40 "</td><td>26,100 円</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>45 "</td><td>28,800 円</td></tr> <tr><td>45 "</td><td>50 "</td><td>31,500 円</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>55 "</td><td>34,000 円</td></tr> <tr><td>55 "</td><td>60 "</td><td>36,500 円</td></tr> <tr><td>60 "</td><td>65 "</td><td>39,000 円</td></tr> <tr><td>65 "</td><td>70 "</td><td>41,500 円</td></tr> <tr><td>70 "</td><td>75 "</td><td>44,000 円</td></tr> <tr><td>75 "</td><td>80 "</td><td>46,500 円</td></tr> <tr><td>80 "</td><td>85 "</td><td>49,000 円</td></tr> <tr><td>85 "</td><td>90 "</td><td>51,500 円</td></tr> <tr><td>90 "</td><td>95 "</td><td>54,000 円</td></tr> <tr><td>95 km以上</td><td></td><td>55,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 交通機関等と自動車等との併用者の場合</p> <p>ア 支給要件（条例第11条第1項第3号）は 次の三つの要件を備えていることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通勤のために交通機関等と自動車等を併用していること。 b 運賃等を支払っていること。 c 徒歩で通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 <p>イ 支給額（条例第11条第2項第3号，規則第8条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自動車等を使用する距離が片道2km以上である場合 	自動車等の使用距離（片道）		額	平成17年4月1日以降	5 km未満		2,300 円	5 km以上	10 km未満	6,700 円	10 "	15 "	10,200 円	15 "	20 "	13,700 円	20 "	25 "	16,900 円	25 "	30 "	20,100 円	30 "	35 "	23,100 円	35 "	40 "	26,100 円	40 "	45 "	28,800 円	45 "	50 "	31,500 円	50 "	55 "	34,000 円	55 "	60 "	36,500 円	60 "	65 "	39,000 円	65 "	70 "	41,500 円	70 "	75 "	44,000 円	75 "	80 "	46,500 円	80 "	85 "	49,000 円	85 "	90 "	51,500 円	90 "	95 "	54,000 円	95 km以上		55,000 円
自動車等の使用距離（片道）				額																																																													
		平成17年4月1日以降																																																															
5 km未満		2,300 円																																																															
5 km以上	10 km未満	6,700 円																																																															
10 "	15 "	10,200 円																																																															
15 "	20 "	13,700 円																																																															
20 "	25 "	16,900 円																																																															
25 "	30 "	20,100 円																																																															
30 "	35 "	23,100 円																																																															
35 "	40 "	26,100 円																																																															
40 "	45 "	28,800 円																																																															
45 "	50 "	31,500 円																																																															
50 "	55 "	34,000 円																																																															
55 "	60 "	36,500 円																																																															
60 "	65 "	39,000 円																																																															
65 "	70 "	41,500 円																																																															
70 "	75 "	44,000 円																																																															
75 "	80 "	46,500 円																																																															
80 "	85 "	49,000 円																																																															
85 "	90 "	51,500 円																																																															
90 "	95 "	54,000 円																																																															
95 km以上		55,000 円																																																															

項 目	処 理 方 法
<p>運賃等相当額の算出</p>	<p>普通交通機関等に係る額と自動車等の利用に係る額の合計額。 ただし、普通交通機関に係る1か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の支給単位期間のうち最も長い期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。</p> <p>b 自動車等を使用する距離が片道2km未満である場合</p>  <p>(a) 交通機関等の運賃等相当額が2,300円以上の場合 運賃等相当額（前記，(1)の支給額の算定に準ずる。）</p> <p>(b) 交通機関等の運賃等相当額が2,300円未満の場合・・・2,300円</p> <p>3 運賃等相当額の算出</p> <p>(1) 算出の基準（規則第6条，規則第7条）</p> <p>ア 運賃等相当額の算出は，運賃，時間，距離などから最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による。（したがって，職員が届出をした通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合もある。）</p> <p>イ 原則として，往路と帰路は，同一の通勤経路及び方法によるものでなければならない。 ただし，利用できるいずれの交通機関においても，勤務開始前1時間内に勤務公署に到着することができない場合，又は勤務終了後1時間内に帰途につくことができない場合等は，往路と帰路を異にすることができる。</p> <p>ウ 2以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤している場合，通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は，原則として算出基礎とすることはできない。</p> <p>(2) 算出方法（規則第8条第1項第1号～第3号，第8条の2第2項，通知第8条関係）</p> <p>ア 定期券を使用することが最も経済的，合理的と認められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 発行されている定期券の通用期間のうち，それぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（ただし，普通交通機関等と特別急行列車等に係る定期券が一体となって発行されているときは，当該特別急行列車等に係る支給単位期間に相当する期間）の定期券の価額（<u>価額が異なる定期券（注8）</u>）があるときは最も低廉となる定期券の価額</p> <p>イ <u>回数乗車券等（注9）</u>を利用することが最も経済的，合理的と認</p>

項 目	処 理 方 法
<p>特別急行列車等に 係 る 特 例</p>	<p>められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等に あっては，平均1か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額 ウ 通勤に利用し得る交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない 区間において，これらを利用して通勤する場合 2 (2) イの自動車等の使用者の額 エ 再任用短時間勤務職員（交通用具利用の場合）で平均1か月の通 勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除し て得た数）が10回に満たない職員は，2 (2) イの支給額に定める 額に100分の50を乗じて得た額</p> <p>※（注8） 完全週休2日制の通常勤務職員の場合，価格の異なる定期券には， 月曜日から金曜日までの間に限り利用できる1か月定期券（いわゆる 平日利用限定定期券）も含まれる。</p> <p>※（注9） 通勤1回分の運賃等の額の算出は，1月当たりの通勤回数を超えな い範囲の回数券のうち，一番割引率の高いもので算出する。</p> <p>※（注8・9） 土曜授業の実施に伴い，土曜日に月1回以上勤務を要する職員が， 平日利用限定定期券の発行される交通機関の区間を利用する場合にお ける通勤手当の認定については，通常の定期券と回数乗車券等の運賃 相当額を比較し，最も経済的かつ合理的であると認められる方法で認 定を行う。 ただし，土曜授業が実施されない月が1か月以上続く場合は，平日 利用限定定期券と回数乗車券等の運賃相当額を比較し，最も経済的か つ合理的であると認められる方法で認定を行う。</p> <p>変更認定に当たっては，職員の届け出は必要としないが，認定簿に 確認資料として，比較表や料金表を添付するとともに手当額の変更に ついては該当職員へ周知する。</p> <p>4 特別急行列車等に係る特例（条例第11条第3項，第4項） 特別急行列車等（注10）を利用して通勤する職員については，次のと おり特例の手当額を支給します。 (1) 支給要件（条例第11条第3項） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 ア 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動・移 転」という。）に伴い，<u>所在する地域を異にする公署（注11）</u>に在勤 することとなったことにより，当該異動・移転の直前の住居（異 動・移転の後に転居した場合には，特別急行列車等の<u>利用経路に変</u></p>

項 目	処 理 方 法
	<p>更が生じない住居（注12）を含む。）から通勤することとなった職員</p> <p>イ 特別急行列車等を利用しなければ通勤が困難（特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上（注13））となった職員</p> <p>ウ 特別急行列車等の交通機関等で、その利用により通勤時間が30分以上短縮される等（注14）の通勤事情の改善に相当程度資するものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担する（注15）職員</p> <p>※（注10） 特別急行列車等とは、特別急行列車（新幹線を含む。）、高速艇、高速自動車国道等の有料の道路をいう。</p> <p>※（注11） 所在する地域を異にする公署とは、当該公署間を移動するとした場合、鉄道なら最寄り駅を異にする等、徒歩によらず自動車等を利用しなければ移動困難な公署をいう。</p> <p>※（注12）（規則第10条） 利用経路に変更が生じない住居とは、利用する駅、ICに変更が生じない程度の転居後の住居をいう。</p> <p>※（注13）（規則第9条、通知第9条関係） 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>① 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員</p> <p>② 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合 高速自動車国道等の有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上かつ通勤距離が40km以上である職員</p> <p>※（注14）（規則第11条） 次に掲げる基準に該当するものとする。</p> <p>① 特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合</p> <p>(a) その利用により通勤時間が30分以上短縮されること。</p> <p>(b) その利用により得られる通勤事情の改善が(a)に相当するものと知事が人事委員会と協議して認めるものであること。（教育事務所協議）</p> <p>② 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合</p> <p>(a) その利用により通勤時間が30分以上短縮されること。</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>※ (注15)</p> <p>利用及びその利用にかかる特別料金等の負担は常例としていなければならない。</p> <p>利用を常例としているとは、常識的に考えられる理由により特別急行列車等を利用できない場合のほかは、常に利用されている状況をいう。</p> <p>なお、費用軽減のため利用しないことは理由にならない。</p> <p>(2) 支給額 (条例第11条第3項第1号～第2号)</p> <p>支給単位期間の通勤に要する<u>特別料金等の2分の1相当額 (注16)</u> (1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額が20,000円を超えるとときは、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度) と<u>特別料金等を負担しないものとした場合の通勤手当額 (注17)</u> の合計額</p> <p>※ (注16) (規則第12条)</p> <p>算出に当たっては、次の方法等により行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる。 ② 規則第7条、規則第8条 (3運賃等相当額の算出) の規定は、当該算出について準用する。 ③ 特急用定期券で特急料金と旅客運賃が明確に分けられていない場合、特急用定期券の価額から在来線の定期券の価額を差し引いて算出する。 ④ 有料道路で回数券を使用する場合、通勤回数21回分の所要額に、当該所要額を超えない範囲で一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。(交替制勤務等のため平均1か月当たりの通勤回数が21回より少ない場合は、その平均通勤回数分の所要額に、当該所要額を超えない範囲の価格の回数券のうち一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。) ⑤ 高速自動車国道等の有料道路でETCを利用する場合の特別料金は、利用料金からETCマイレージサービスの利用によって付与されるポイントを一定の交換単位で交換した還元額 (無料通行分) 及び平日朝夕割引により翌月付与される還元額を差し引いた実質の負担額に基づき算出した特別料金の合計額 (12月分) を12で除して算出することとする。 ⑥ ETCと回数券を併用する場合、それぞれの算出額を合計した額を、支給額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 <p>※ (注17)</p> <p>自動車等の使用距離が支給額の基礎となる場合は、高速自動車国道等の有料道路を利用する場合の使用距離によること。</p>

【計算例】（平成26年4月1日から利用したものとして計算）

例：鹿児島IC～国分ICを利用する場合（正規料金）1,250円

(1) 特別料金額の算定方法

(単位：円)

区分	① 利用料金	②朝夕 還元額	③ポイント 還元額払	①-②-③ 負担額	マイレージサービスポイント加算内訳			
					加算ポイント A	累計ポイント B=D(前段)+A	還元ポイント C	ポイント残 D=B-C
1月目	①52,500			52,500				
2月目	52,500	②26,040	5,000	21,460				
3月目	52,500	26,040	0	26,460	③ 5,250	5,250	④ 5,000	250
4月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,146	2,396	0	2,396
5月目	52,500	26,040	0	26,460	2,646	5,042	5,000	42
6月目	52,500	26,040	0	26,460	2,146	2,188	0	2,188
7月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,646	4,834	0	4,834
8月目	52,500	26,040	0	26,460	2,646	7,480	5,000	2,480
9月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,146	4,626	0	4,626
10月目	52,500	26,040	0	26,460	2,646	7,272	5,000	2,272
11月目	52,500	26,040	5,000	21,460	2,146	4,418	0	4,418
12月目	52,500	26,040	0	26,460	2,646	7,064	5,000	2,064
		⑤26,040		⑥ 318,560	2,146	4,210	0	4,210

- ① 1,250円×2（往復）×21回（月平均通勤回数）＝52,500円
- ② 平日朝夕割引は（対象走行10回以上で約50%の金額を還元）
630円が1回当りの負担額（1,250円÷2＝625円（10円未満四捨五入））
630円×2（往復）×21回（月平均通勤回数）＝26,460円（1か月負担額）
26,040円を翌月20日に還元する。（52,500円－26,460円＝26,040円）
- ③ 利用料金にかかるポイントは、利用のあった翌月から付与（利用料金10円ごとに1ポイント付与）。ただし、朝夕割引等により付与された還元額等にかかる走行については、ポイントは付きません。
- ④ ポイントが5,000ポイントに達した場合に無料通行分に還元（5,000ポイント＝5,000円分の還元額と交換可能）
- ⑤ 12月目分の朝夕還元額
- ⑥ 1～12月目の負担額の合計
- ⑦ 実質負担額計は、⑥318,560円から⑤26,040円を差し引いた292,520円

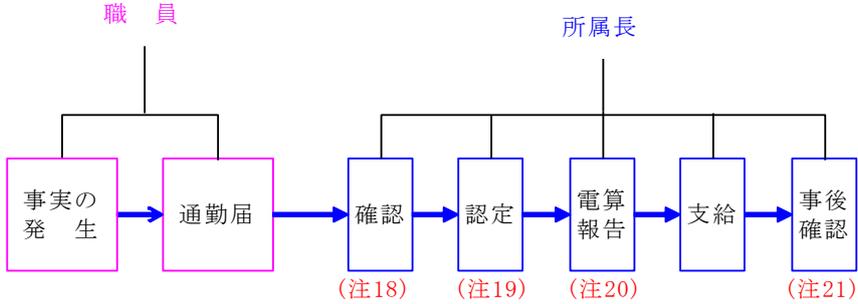
(2) 通勤手当額

特別料金額の2分の1相当額（1か月当たり）

(292,520円÷12)×1/2＝12,188円（1円未満切り捨て）

項 目	処 理 方 法
	<p>(3) ^{けんこうしよくいん}権衡職員等（条例第11条第4項）</p> <p>次に掲げる職員についても、上記(1)の要件を満たす職員との権衡上この特例が適用される。</p> <p>ア 国や他の地方公共団体からの人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、適用の直前の勤務地と地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、当該適用の直前の住居（適用の後に転居した場合には、特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含む。）から通勤することとなった職員で、(1)のイ及びウに該当する職員（規則第14条）</p> <p>イ 次に掲げる事由が生じ、当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった職員のうち、当該事由の発生の直前の住居から通勤することとなった職員で(1)のイ及びウに該当する職員（規則第15条第1号）</p> <p>(ア) 再任用職員として採用（定年又は任期満了後の翌日におけるものに限る。）されたこと</p> <p>(イ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと</p> <p>(ウ) 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条の2第1号若しくは第2号の規定による休職から復帰したこと</p> <p>ウ 配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことにより単身赴任手当を支給されないこととなった職員で、当該住居から通勤し、(1)のイ及びウに該当する職員（規則第15条第2号）</p> <p>エ その他上記(1)によって支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が人事委員会と協議して定める職員（規則第15条第3号、通知第15条関係）（教育事務所協議）</p> <p>(ア) 新たに採用された職員（上記イ（ア）を除く。）で、採用決定日現在の住居（採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、規則第9条及び第11条の要件に該当する通勤を行う職員（通知第15条関係第1号）</p> <p>(イ) 新たに採用された職員で、次の掲げる事情により、当該採用の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の住居から、規則第9条及び第11条の要件に該当する通勤を行う</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>職員（通知第15条関係第2号）</p> <p>a 疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護すること（職員又は配偶者の父母の場合にあっては、同居・別居は問わない。）（通知第15条関係第2号ア）</p> <p>b 同居の子（満3歳以上の子に限る。以下同じ。）が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所，同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定こども園を含む。以下「学校等」という。）に就学すること。（通知第15条関係第2号イ）</p> <p>c 同居の配偶者が引き続き就業すること。（通知第15条関係第2号ウ）</p> <p>d 本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記aからcに類する事情があること。（通知第15条関係第2号エ）</p> <p>「前記aからcに類する事情」がある職員とは、次に掲げる場合に該当する職員とする。</p> <p>(a) 職員又は配偶者の持ち家を管理するため、引き続き当該住宅に居住する場合</p> <p>(b) (a)に定める場合のほか、人事課長が「前記aからcに類する事情」があると認める場合</p> <p>(ウ) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居した職員で、次に掲げる事情により、規則第9条及び第11条の要件に該当する通勤を行う職員（通知第15条関係第3号）</p> <p>a 疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護するために、当該親族とともに転居し、同居すること。（職員又は配偶者の父母の場合にあっては、同居・別居は問わない。）（通知第15条関係第3号ア）</p> <p>b 同居の子が学校等に就学するために、当該子とともに転居し、同居すること。（通知第15条関係第3号イ）</p> <p>c 同居の配偶者が引き続き就業するために、配偶者とともに転居し、同居すること。（通知第15条関係第3号ウ）</p> <p>d 本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記aからcに類する事情があること。（通知第15条関係第3号エ）</p> <p>「前記aからcに類する事情」がある職員とは、次に掲げる場合に該当する職員とする。</p> <p>(a) 異動等の日以後、新築・購入した持ち家に転居した場合</p>

項 目	処 理 方 法
<p>支 給 方 法</p>	<p>(b) 離島等へ家族とともに赴任した職員が本土等への異動時に持ち家に転居した場合</p> <p>(c) (a)から(b)に定める場合のほか、人事課長が「前記 a から c に類する事情」があると認める場合</p> <p>(エ) 上記イに掲げる事由の発生の直前から引き続き条例第 11 条第 3 項の要件を満たすこととなる職員又は当該事由発生以降に (ウ) の要件を満たすこととなる職員 (通知第 15 条関係第 4 号)</p> <p>5 支給方法</p> <p>(1) 支給手続</p> <div data-bbox="523 696 1445 1093" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;">  <pre> graph LR subgraph 職員 A[事実の発生] --> B[通勤届] end subgraph 所属長 C[確認] --> D[認定] --> E[電算報告] --> F[支給] --> G[事後確認] end B --> C </pre> <p style="text-align: center;">(注18) (注19) (注20) (注21)</p> </div> <p>※ (注18) (規則第 4 条) 所属長は、職員から届出があったときは、通勤の実態について定期券等の提示を求めるなどの方法により確認すること。</p> <p>※ (注19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の使用距離は、必要に応じて実測を行うなどの方法により確認すること。 ・教育事務所への協議事項 <div data-bbox="523 1464 1433 1720" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p>(a) 特別急行列車等利用者 (高速自動車国道等の有料の道路の利用者を除く。)のうち、その利用により通勤時間が30分以上短縮されない者で、その他通勤事情の改善があると認められるもの (注14) の①の (b) (規則第11条第 1 号)</p> <p>(b) 権衡職員 (4の(3)のウ) (規則第15条第 2 号)</p> </div> <p>権衡職員の協議にあたっては、次の表の区分により定める証明書類を添付すること。 また、協議にあたっては、別記第 1 号様式によること。</p>

項 目	処 理 方 法
第1号該当 (新規採用職員)	<ul style="list-style-type: none"> 採用決定日時点の住所を証する住民票 住民票と採用決定日時点の住居の所在地が異なる場合にあつては、申立書
第2号ア該当 第3号ア該当 (親族の介護)	<ul style="list-style-type: none"> 介護を必要とする親族の診断書 同居を要する親族の場合にあつては、職員との同居を証する住民票 介護の状況を証する職員の申立書
第2号イ該当 第3号イ該当 (子の就学)	<ul style="list-style-type: none"> 子が義務教育以外の教育施設に就学する場合にあつては、子の在学証明書 子との同居を証する住民票
第2号ウ該当 第3号ウ該当 (配偶者の就業)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の就業証明書 配偶者との同居を証する住民票
第2号エ該当 第3号エ該当 (持ち家へ転居等)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに採用された職員が持ち家に居住する場合、又は持ち家への転居の場合にあつては、住居手当認定簿の写し又は持ち家であることを証する登記事項証明書 その他の場合にあつては、類する事情を証する申立書等必要な書類
<p>別記第1号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇教育事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇学校長 職 印</p> <p style="text-align: center;">通勤手当の認定について（協議）</p> <p>このことについて、下記の職員から別紙写しのとおり通勤届の提出がありましたので、協議します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出職員 (職名) (氏名) 2 協議を要する事由 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則第11条第1号該当 <input type="checkbox"/> 規則第15条第2号該当 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通知第15条関係第1号該当 <input type="checkbox"/> 通知第15条関係第2号該当 <input type="checkbox"/> 通知第15条関係第3号該当 <p>※（注20） 実際に認定がなされてから電算報告を行うこと。</p>	

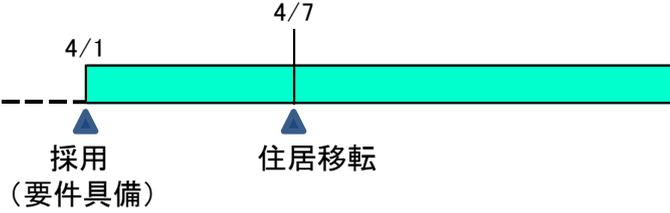
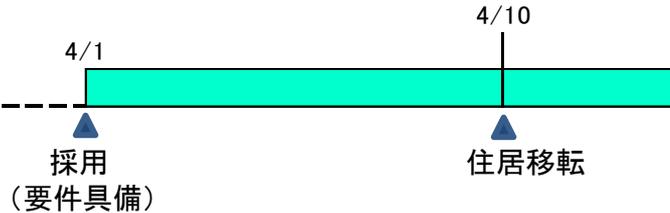
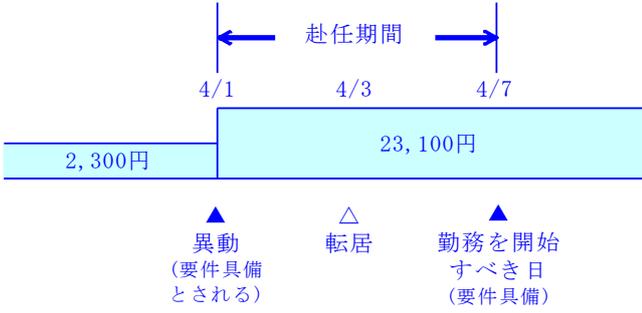
項 目	処 理 方 法
	<p>※ (注21) (規則第18条)</p> <p>現に通勤手当の支給を受けている職員が、通勤手当の支給を受ける要件を備えているかどうか、また、通勤手当の支給額が正しいかどうかを随時確認すること。</p> <p><u>特別料金等の2分の1相当額の支給を受けている場合は、月に1度、定期券、回数券、領収書、利用明細書等により利用状況を確認すること。</u></p> <p>(2) 届出が必要な場合 (規則第3条第1項～第3項)</p> <p>ア 新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合</p> <p>イ <u>所属長を異にして異動した場合 (注22)</u></p> <p>ウ 住居、通勤経路又は通勤方法を変更した場合</p> <p>エ <u>負担する運賃等の額に変更があった場合 (注23)</u></p> <p>オ 通勤手当の支給を受ける要件を欠いた場合</p> <p>※ (注22)</p> <p>所属長を異にして異動した場合において、同一庁舎内の異動で住居、通勤経路、通勤方法及び通勤のために負担する運賃等に変更のないことが確認できる場合は、旧所属の認定簿をもって通勤届にかえることができるものとする。ただし、同一庁舎内の異動であっても任命権者を異にして異動した場合は、届出を必要とする。</p> <p>※ (注23)</p> <p>交通機関が一律に運賃等の値上げ等を行った場合は、職員に新たに届出をさせることなく、所属長において通勤届及び通勤手当認定簿の改定手続をとって差し支えない。</p> <p>(3) 支給の始期、終期及び支給額の改定等</p> <p>ア 支給の始期 (規則第16条第1項)</p> <p>a 新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合は、届出が事実の生じた日から20日以内に出されたときは、事実の生じた月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給を開始する。</p> <p>b 届出が事実の生じた日から<u>20日 (注24)</u>を経過した後になされたときは、<u>届出を受理した日 (注25)</u>の属する月の翌月 (受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給を開始する。</p> <p>イ 支給額の改定 (規則第16条第2項)</p> <p>通勤手当が支給されている職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は、次のとおり支給額を改定する。</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>a 増額の場合</p> <p>(a) 届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合 事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>(b) 届出が事実の生じた日から20日を経過した後にされた場合 届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>b 減額の場合 届出を受理した日には関係なく、事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。</p> <p>ウ 支給の終期（規則第16条第1項） 職員が退職した場合、死亡した場合又は要件を欠いた場合は、その月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。</p> <p>エ 定期券の通用期間中に定期券の価格改定があった場合 当該定期券の通用期間の末日（2以上の普通交通機関利用者で1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合は、最長支給単位期間の末日）を運賃の改定日とみなす。</p> <p>※（注24）及び（注25） 「届出20日の計算」及び「届出を受理した日」については、扶養手当の場合と同様である。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>[例]</p> <p>(1) 減額改定で届出が遅れた場合</p> <p style="text-align: right;">減額改定のため、8月から6,700円となる。したがって、7,000円の返納が生じる。</p> <p>(2) 増額改定で届出が遅れた場合</p> <p style="text-align: right;">届出が20日を経過しているため10月からの改定となる。</p> </div>

項 目	処 理 方 法
支 給 日	<p>6 支給日</p> <p>(1) 基本的な支給日 支給単位期間の最初の月の給料の支給日</p> <p>(2) その他の支給日</p> <p>ア 支給日前に離職し、死亡した場合 離職、死亡の際</p> <p>イ 支給月に給与支払管理者（給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）第2条に規定する給与支払管理者をいう。以下同じ。）を異にして異動した場合 支給月の初日に属する給与支払管理により給料の支給日（異動が支給日前である場合は、異動した際）</p> <p>ウ 2以上の交通機関等を利用する場合等であって、支給限度額を超えた場合 最長支給単位期間（手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）の最初の月の支給日</p>
返 納	<p>7 返納（規則第16条の2）</p> <p>(1) 返納事由</p> <p>支給単位期間中に次のような事由が生じた場合には、定期券を払い戻して得られる額を返納させる。<u>(注26)</u></p> <p>ア 支給要件の欠如等</p> <p> a 条例第11条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合</p> <p> b 離職、死亡の場合</p> <p>イ 通勤経路の変更</p> <p> a 通勤経路又は通勤方法を変更したことにより、手当額が改定された場合（改定後の額が同額の場合を含む。）</p> <p> b 運賃等の額に変更があったことにより、手当額が改定された場合</p> <p>ウ 月の途中で休職、専従、派遣、育児休業、停職となった場合でその期間が2月以上にわたる場合</p> <p>エ 長期出張等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合</p> <p>※ (注26)</p> <p>給与支払管理者を異にして異動した場合でも、利用する交通機関等に変更がない場合（額に変更がない場合）は、返納の必要はない。</p> <p>また、支給単位期間に係る最初の月の初日において返納事由が生ずることが確定している特定の事由に該当する場合は、支給単位期間を特別に定めることができ、これにより返納を生じさせないことができる。（規則16条の3第2項参照）</p>

項 目	処 理 方 法
<p>支給単位期間の開始</p>	<p>(2) <u>返納額 (注27)</u> 及び対象となる交通機関等</p> <p>ア 1か月当たりの運賃等相当額が、支給限度額以下である場合 返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額（払戻金相当額）を返納する。 この場合、通勤経路の変更の場合は、変更のあった普通交通機関等のみが対象で、支給要件の欠如、休職、月の全日数通勤なしの場合はすべての普通交通機関等が対象となる。</p> <p>イ 1か月当たりの運賃等相当額等が支給限度額を超えていた場合</p> <p>a 1つの交通機関等を利用する者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55,000円×支給単位期間の残月数分 ・ 払戻金相当額 <p>のうちいずれか低い額</p> <p>b 2以上の交通機関等を利用する者又は併用者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 55,000円×支給単位期間の残月数分 ・ 払戻金相当額及び知事が人事委員会と協議して定める額（未使用定期券の価格、回数乗車券等×残月数及び自動車等の手当額×残月数の合計額） <p>のうちのいずれか低い額</p> <p>ウ 特別急行列車等に係る手当額の返納額</p> <p>ア及びイに準じた取扱い（特別料金分は払戻金相当額の2分の1）</p> <p>※ (注27)</p> <p>返納額の基礎となる払戻金相当額は、職員が実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において購入したものとし、返納事由発生月の末日に払い戻しをしたとして得られる額とする。</p> <p>なお、ICカード等のデポジット分は払い戻し額に含まない。</p> <p>8 支給単位期間の開始（規則第16条の4）</p> <p>(1) 規則第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は規則第16条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>(2) 休職等の場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったときは（(3)に該当している場合を除く。）は、その後復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から開始する。</p> <p>(3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合（(2)に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、その後再び通勤することとなった</p>

項 目	処 理 方 法
<p>そ の 他</p>	<p>日の属する月から開始する。</p> <p>【例】月の中途からの育休、休職、停職等の場合……(2)に該当月の初日からの育休、休職、停職等の場合……(3)に該当産休から引き続き育休、病休から引き続き休職等の場合……(3)に該当</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 通勤手当を受けている職員が所属長を異にして異動した場合には、異動前の所属長は<u>通勤手当認定簿の写し (注28)</u> 及び関係書類を異動後の所属長に送付する。</p> <p>※ (注28)</p> <p>同一庁舎内の異動においては、通勤手当認定簿の原本を送付しても差し支えない。</p> <p>(2) 職員が出張、休暇、欠勤等のため支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。(規則第17条)</p> <p>(3) 職員が勤務公署を異にして異動した場合は、その異動後の公署へ赴任期間の満了日までに転居を完了し、通勤可能な状態である場合は、その異動の発令日を通勤手当の支給を受ける要件を備えた日として取り扱うことができる。</p> <p>したがって、例えば、4月1日付けで異動した職員が赴任期間の満了日までに転居を完了し、通勤可能な状態である場合は、4月1日から20日以内に届出がなされた場合に限り、4月から通勤手当を支給する。</p> <p>なお、特別急行列車等に係る特例についても、赴任期間中に特別急行列車等を利用することを常例（往復利用を持って常例と取扱う）としている場合は、異動の発令日を支給を受ける要件を備えた日として取扱う。</p> <p>(4) 県内（離島を除く）の赴任は採用日から7日間、県外、離島への赴任は採用日から10日間の満了日までに通勤手当の支給を受ける要件を具備するときは、採用された日を通勤手当の支給を受ける要件を備えた日として扱うことができる。</p> <p>例えば、4月1日に採用された職員で赴任先が県内（離島を除く）の場合は4月7日までに住居の移転が完了し、通勤可能な状態である場合は、4月1日を要件を備えた日として取扱い、4月から通勤手当を支給することとなる。ただし、採用日から20日以内に届出がなされた場合に限る。</p>

項 目	処 理 方 法
	<p>【例】</p> <p>(1) 新たに採用された場合 ア 下記イ以外への赴任</p>  <p>採用日から7日間の期間満了日までに入居を完了した場合: 当月から支給 (20日以内届出済)</p> <p>イ 県外及び離島への赴任</p>  <p>県外及び離島への赴任で、採用日から10日間の期間満了日までに入居を完了した場合: 当月から支給 (20日以内届出済)</p> <p>(2) 月の初日に住居を移転した場合</p>  <p>住居移転の完了日の翌日が要件具備の日となり、翌月から支給額の改定 (翌月初日までに届出済。ただし、移転当日に移転後の住居から通勤した場合: 当月から支給額の改定 (20日以内届出済))</p> <p>(3) 月の初日に勤務公署を異にして異動した場合</p>  <p>勤務を開始すべきこととされる日までに住居が定まっていって通勤しうる状態にあった場合: 当月から支給額の改定 (20日以内届出済) (異動前に通勤手当が支給されていない場合は、当月から支給を開始 (20日以内届出済))</p>

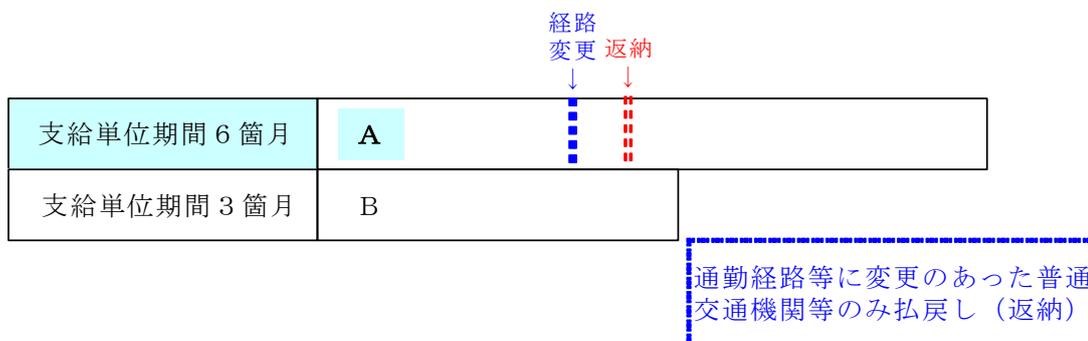
参考 1

通勤経路等の変更（一般的な例）

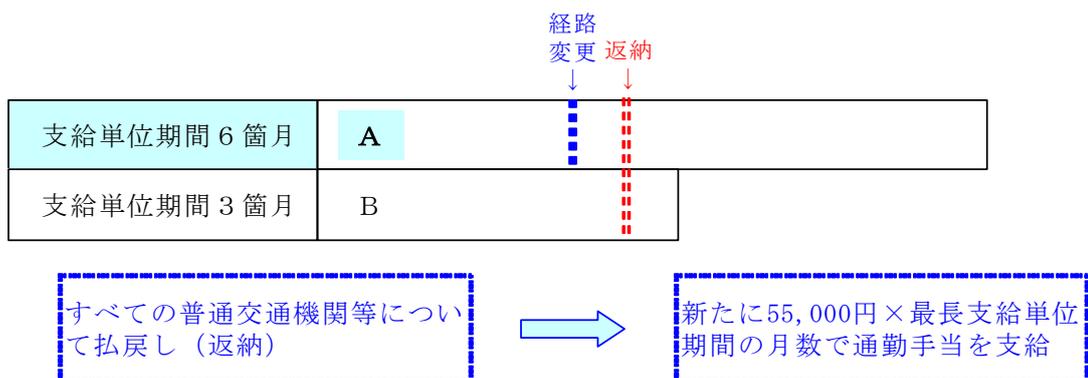
注：網掛けは、通勤経路等の変更があった普通交通機関等

① 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下であった場合

- 変更後55,000円以下となる場合（55,000円以下→55,000円以下）

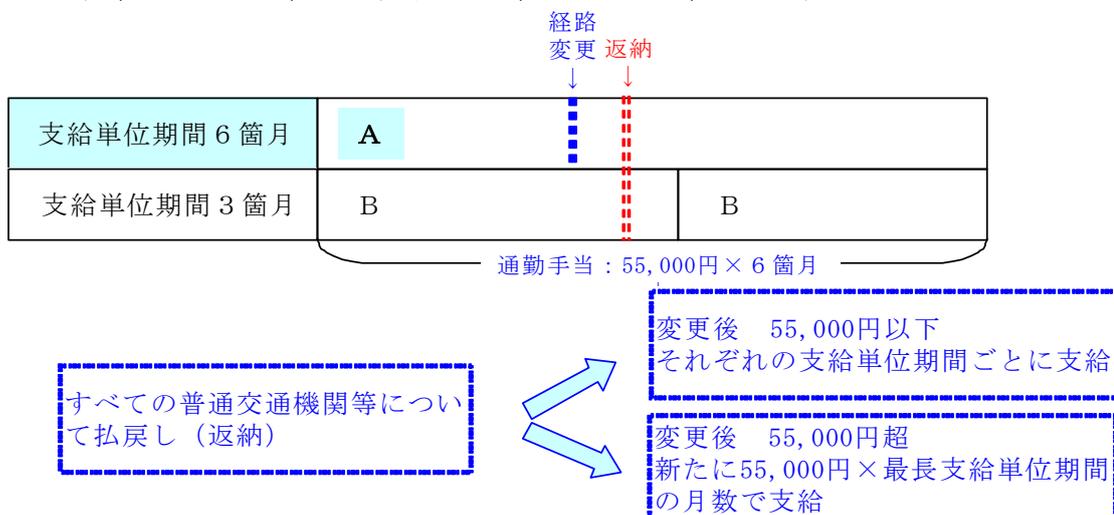


- 変更後55,000円を超えることとなる場合（55,000円以下→55,000円超）



② 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた場合

- 変更後55,000円以下となる場合又は55,000円を超える場合
（55,000円超→55,000円以下又は55,000円超→55,000円超）

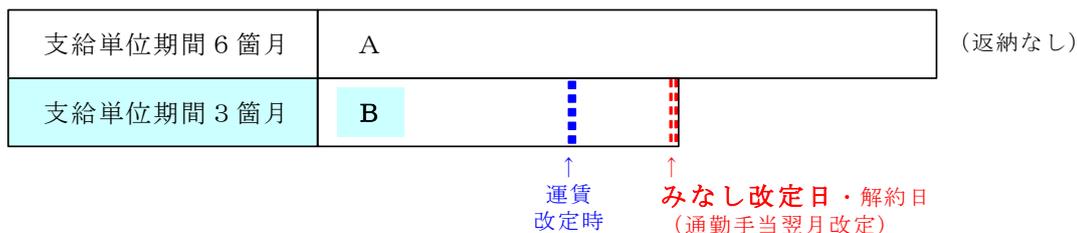


運賃等の額の変更の場合（一般的な例）

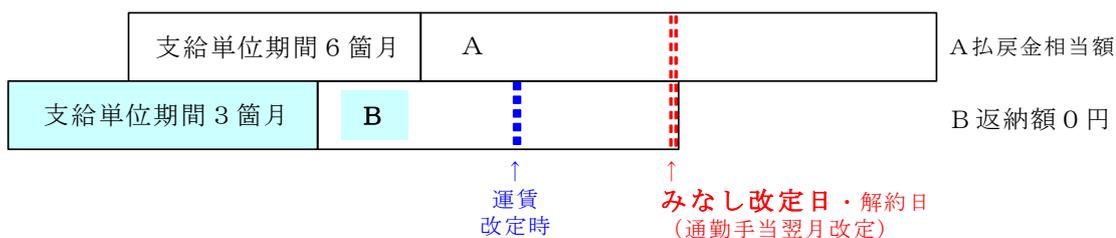
注：網掛けは、通勤経路等の変更があった普通交通機関等

① 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下であった場合

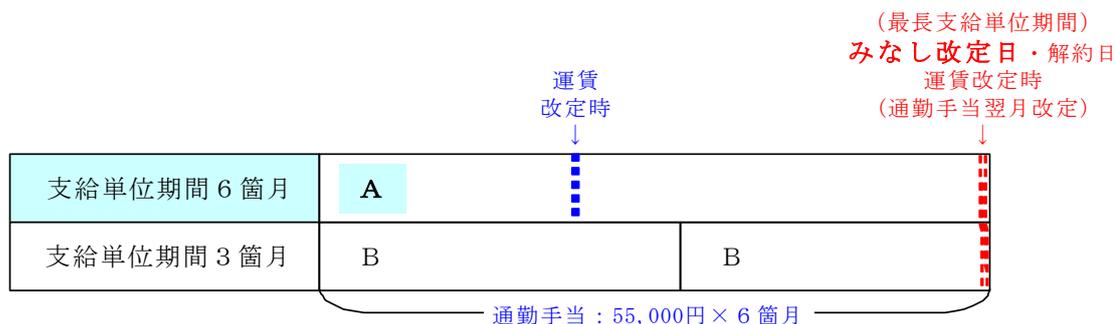
- 改定後55,000円以下となる場合（55,000円以下→55,000円以下）



- 改定後55,000円を超えることとなる場合（55,000円以下→55,000円超）



② 一箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えていた場合



返納等の取扱い(例)

参考2

(第16条の2(返納), 規則第16条の4(支給単位期間の開始))

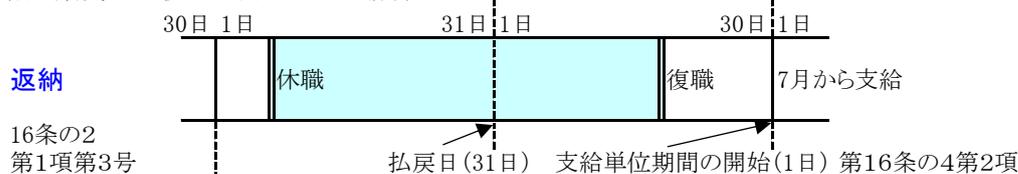
休職

●月の途中の休職等・・・規則第16条の4第2項

① 休職等になった月に復職した場合



② 休職の期間が二以上の月にわたる場合



③ 休職の期間が二以上の月にわたる場合

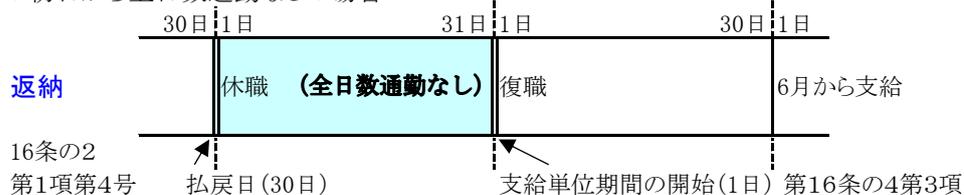


●月の初日から開始する休職等・・・規則第16条の4第3項

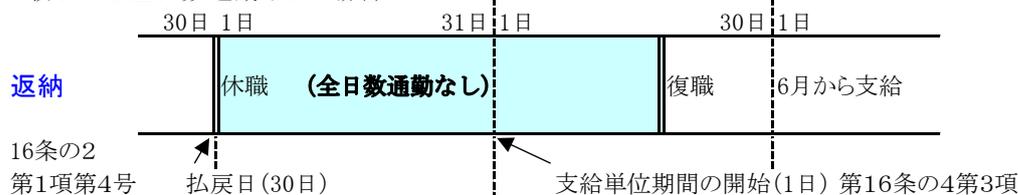
④ 休職となった月に復職した場合



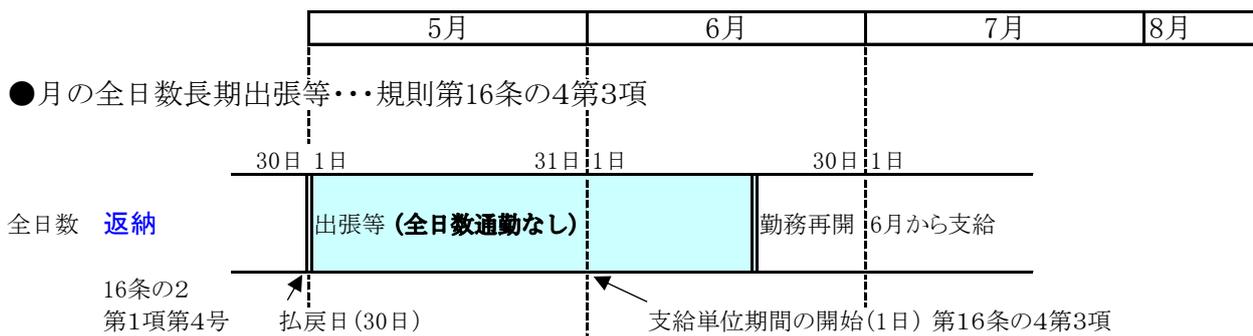
⑤ 月の初日から全日数通勤なしの場合



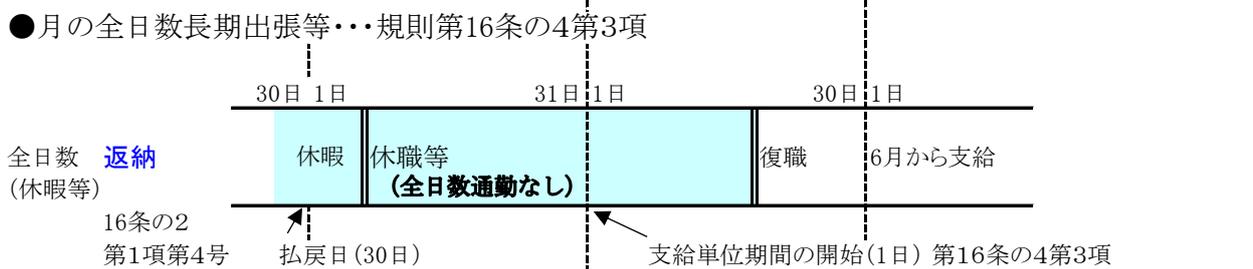
⑥ 月の初日から全日数通勤なしの場合



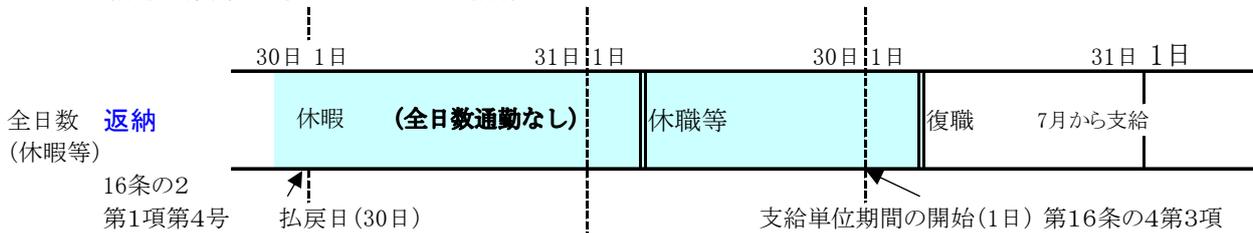
月の全日数通勤がない場合



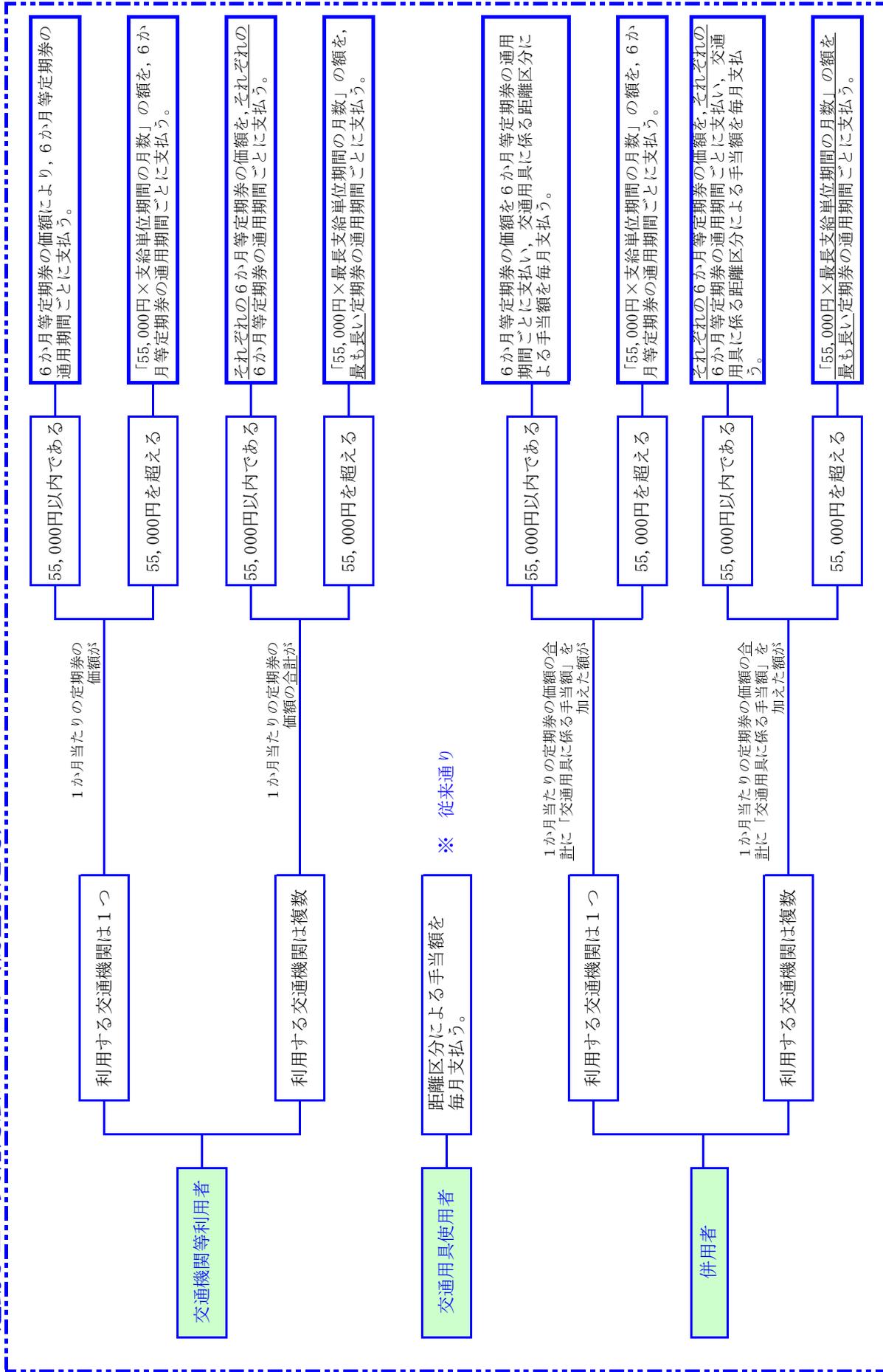
月の全日数通勤がない場合(休暇→休職)



(休暇の期間が二以上の月にわたる場合)



通勤手当の支給方法について（初回認定時）



通勤手当の支給方法について（概要）

H16. 4. 1 以降

1か月当たり55,000円以下の場合

○ 職員A（4月1日付け異動者）

▲は給料支給日（以下同じ）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
JR利用分 6か月定期券（60,000円）		▲ 支給単位期間（6か月）						6か月 (10月～3月)
バス利用分 3か月定期券（21,000円）		▲ 支給単位期間（3か月）			▲（3か月）			3か月 (10月～12月)
自動車等利用分 (3km・2,300円)		支給単位期間 ▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	1か月 (毎月)
通勤手当 支給額	J R	60,000円						
	バス	21,000円			21,000円			
	自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	
	合計	83,300円	2,300円	2,300円	23,300円	2,300円	2,300円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

1か月当たりの額	19,300円	←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額 (60,000円/6+21,000円/3+2,300円=19,300円 → 55,000円以下)
----------	---------	--

○ 職員B（5月10日住居移転，6月から認定）

		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降
JR利用分 6か月定期券（90,000円）		▲ 支給単位期間（6か月）						6か月 (12月～5月)
バス利用分 3か月定期券（27,000円）		▲ 支給単位期間（3か月）			▲（3か月）			3か月 (12月～2月)
自動車等利用分 (7km・6,700円)		支給単位期間 ▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	1か月 (毎月)
通勤手当 支給額	J R	90,000円						
	バス	27,000円			27,000円			
	自動車等	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	
	合計	123,700円	6,700円	6,700円	33,700円	6,700円	6,700円	

※それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

1か月当たりの額	30,700円	←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額 (90,000円/6+27,000円/3+6,700円=30,700円 → 55,000円以下)
----------	---------	--

1か月当たり55,000円超の場合

○ 職員C（8月10日住居移転，9月から認定）

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降
JR利用分 6か月定期券（180,000円）		▲ 支給単位期間（6か月）						6か月 (3月～8月)
バス利用分 3か月定期券（27,000円）		▲ 支給単位期間（3か月）			▲（3か月）			3か月 (3月～5月)
自動車等利用分 (2.2km・18,700円)		支給単位期間 ▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	▲ 1か月	1か月 (毎月)
通勤手当 支給額	J R							
	バス							
	自動車等							
	合計	330,000円	0円	0円	0円	0円	0円	

※「55,000円×最長支給単位期間（本例の場合6か月）」の額を，最初の月に一括支給（交通手段ごとの支給単位期間の概念は消滅）

1か月当たりの額	57,700円	←「それぞれの運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額 (180,000円/6+27,000円/3+18,700円=57,700円 → 55,000円超)
	↓	
	55,000円	

通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○ 1か月当たり55,000円以下の場合（給与条例第11条第2項第1号本文）

① 一の普通交通機関等利用者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 93,750円（支給単位期間 6か月）					
手当支給額	93,750円					
	☆4月支給額 93,750円					

※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）

J R	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円

→ 55,000円以下

② 二以上の普通交通機関等利用者

【その1】 支給単位期間の開始月が同じ場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 93,750円（支給単位期間 6か月）					
バス	3か月定期券 26,930円（支給単位期間 3か月）			3か月定期券 26,930円（支給単位期間 3か月）		
手当支給額	120,680円			26,930円		
	☆4月支給額 120,680円			☆7月支給額 26,930円		

※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）

J R	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
バス	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)	8,976円 (2/3)
合計	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)	24,601円 (2/3)

→ 55,000円以下

(注) (2/3)は1円未満の端数で0.66…を表す（以下同じ）

【その2】 支給単位期間の開始月がずれる場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
J R	6か月定期券 93,750円（支給単位期間 6か月）						6か月定期券 93,750円（支給単位期間 6か月）	
バス	3か月定期券 26,930円（支給単位期間 3か月）			3か月定期券 26,930円（支給単位期間 3か月）			3か月定期券 26,930円（支給単位期間 3か月）	
手当支給額	93,750円	26,930円			26,930円		93,750円	26,930円
	☆4月支給額 93,750円	☆5月支給額 26,930円			☆8月支給額 26,930円		☆10月支給額 93,750円	☆11月支給額 26,930円

※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額 → 55,000円以下）

J R	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
J R	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
バス	0円	8,976円 (2/3)						
合計	15,625円	24,601円 (2/3)						

通勤手当の支給方法について（交通機関等のみの利用者）

○ 1か月当たり55,000円超の場合（給与条例第11条第2項第1号ただし書）

① 一の普通交通機関等利用者（条例第11条第2項第1号ただし書）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 360,000円（支給単位期間 6か月）					
手当支給額	330,000円					
	☆4月支給額 330,000円（55,000円×6月）←限度額					
※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額）						
J R	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
	→ 55,000円超					
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円

支給単位期間の最初の月に一括支給

② 二以上の普通交通機関等利用者（条例第11条第2項第1号ただし書括弧書）

【その1】 支給単位期間の開始月が同じ場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 310,300円（支給単位期間 6か月）					
バス	3か月定期券 30,400円 （支給単位期間 3か月）			3か月定期券 30,400円 （支給単位期間 3か月）		
手当支給額	330,000円					
	☆4月支給額 330,000円（55,000円×最長支給単位期間6か月）					
	（4月の定期券購入代 340,700円 + 7月の定期券購入代 30,400円 = 371,100円）					
※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）						
J R	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)	51,716円 (2/3)
バス	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)	10,133円 (1/3)
合計	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円	61,850円
	→ 55,000円超					
	(注) (2/3), (1/3)は1円未満の端数でそれぞれ0.66..., 0.33...を表す(以下同じ)					

最長支給単位期間は6か月

最長支給単位期間の最初の月に一括支給

【その2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 93,750円（支給単位期間 6か月）					
バス	3か月定期券 120,300円 （支給単位期間 3か月）			3か月定期券 120,300円 （支給単位期間 3か月）		
手当支給額	330,000円					
	☆4月支給額 330,000円（55,000円×最長支給単位期間6か月）					
	（4月の定期券購入代 214,050円 + 7月の定期券購入代 120,300円 = 334,350円）					
※1か月当たりの額（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）						
J R	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
バス	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円	40,100円
合計	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円	55,725円
	→ 55,000円超					
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円

最長支給単位期間は6か月

最長支給単位期間の最初の月に一括支給

通勤手当の支給方法について（併用者）

- 併用者のうち交通機関等及び自動車等に係る額を併給される場合
(給与条例第11条第2項第3号)

○ 1か月当たり55,000円以下の場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 93,750円 (支給単位期間 6か月)					
自動車等	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円
手当支給額	96,050円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

← 支給単位期間 1か月

☆4月支給額 96,050円 (6か月定期: 93,750円 + 自動車等: 2,300円)

☆5月～9月の各月支給額 2,300円

それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

※1か月当たりの額 (「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額)

J R	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円	15,625円
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合計	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円	17,925円

→ 55,000円以下

○ 1か月当たり55,000円超の場合 (給与条例第11条第2項第3号括弧書)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	6か月定期券 360,000円 (支給単位期間 6か月)					
自動車等	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円	5 km未満 2,300円
手当支給額	330,000円					

最長支給単位期間は6か月

☆4月支給額 330,000円 (55,000円 × 最長支給単位期間 6か月)

最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※1か月当たりの額 (「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額)

J R	4月	5月	6月	7月	8月	9月
J R	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合計	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円	62,300円

→ 55,000円超

支給限度額	4月	5月	6月	7月	8月	9月
支給限度額	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円	55,000円

通勤手当の支給方法について（特別急行列車等利用者）

- 特別急行列車等利用に係る特別料金等が1か月当たり20,000円以下の場合
（給与条例第11条第3項第1号本文+第2号）

① 特別急行列車等のみ利用する場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新幹線 【エケルバス】	6か月定期券 424,070円 (支給単位期間 6か月) JR通常定期券 203,260円 特別料金 220,810円					
手当支給額	313,665円					
☆4月支給額	203,260円 (通常定期券) 110,405円 (特別料金の1/2)					
	計 313,665円					

← 最長支給単位期間の最初の月に一括支給

※1か月当たりの額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR通常定期券	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)
特別料金(1/2)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)

← 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額 (55,000円以下)
← 特別料金(1/2)を支給単位期間の月数で除した額 (20,000円以下)

(注) (5/6)は1円未満の端数で0.833...を表す (以下同じ)

② 特別急行列車等と自動車等を併用する場合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新幹線 【エケルバス】	6か月定期券 424,070円 (支給単位期間 6か月) JR通常定期券 203,260円 特別料金 220,810円					
自動車等	5km未満 2,300円	5km未満 2,300円	5km未満 2,300円	5km未満 2,300円	5km未満 2,300円	5km未満 2,300円
手当支給額	315,965円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
☆4月支給額	203,260円 (通常定期券) 2,300円 110,405円 (特別料金の1/2)					
	計 315,965円					
	☆5月～9月の各月支給額 2,300円					

← それぞれの支給単位期間の最初の月に支給

※1か月当たりの額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR通常定期券	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)	33,876円 (2/3)
自動車等	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
合計	36,176円 (2/3)	36,176円 (2/3)	36,176円 (2/3)	36,176円 (2/3)	36,176円 (2/3)	36,176円 (2/3)
特別料金(1/2)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)	18,400円 (5/6)

← 「運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額」と「自動車等の額」の合計額
← 特別料金(1/2)を支給単位期間の月数で除した額 (20,000円以下)

※特別急行列車等利用に係る特別料金等の加算については、条例・規則上の要件を満たす必要があります。

通勤手当の支給方法について(土曜授業関係の認定)

(1) 土曜授業が実施される月の場合

通常定期券(支給単位期間が土曜授業が実施される月を超えない範囲のもの)と回数乗車券(ICカード)の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定。(定期券の場合、支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定)

(2) 土曜授業が実施されない月の場合

平日利用限定定期券(支給単位期間が土曜授業が実施しない月を超えないの範囲のもの)と回数乗車券(ICカード)の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定。(定期券の場合、支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定)

(3) 変更認定の手続き

変更認定に当たっては、職員の届け出は必要としないが、認定簿に確認資料として、比較表(鹿教教第254号H27.9.18別紙1,2を参考)や料金表を添付するとともに、手当額の変更については該当職員へ周知する。

計算例1 回数乗車券が通常定期券(3か月)より低廉となる場合(バス片道190円)

通常定期券(3か月) 22,740円(1か月当たり7,580円… ①)
 通常定期券(1か月) 7,980円
 平日利用限定定期券(3か月) 17,870円(1か月当たり5,956円)
 平日利用限定定期券(1か月) 6,270円… ②
 回数乗車券(通勤21回分) 7,980円(190円×2回×21回)
 → 7,183円(ラピカ 1割プレミア・1%乗車ポイント反映)
 … ③

※ ③ < ① であるので、③(7,183円)が1か月当たりの通勤手当額

4~7月	8月	9~2月	3月
回数乗車券等の運賃等相当額による認定	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定	回数乗車券等の運賃等相当額による認定	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定
7,183円(③)	6,270円(②)	7,183円(③)	6,270円(②)
土曜授業あり	土曜授業なし	土曜授業あり	土曜授業なし

計算例2 通常定期券(3か月)が回数乗車券より低廉となる場合(市電片道170円)

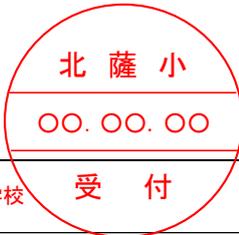
通常定期券(3か月) 19,150円… ①(1か月当たり6,383円… ②)
 通常定期券(1か月) 6,720円
 平日利用限定定期券(3か月) 15,050円(1か月当たり5,016円)
 平日利用限定定期券(1か月) 5,280円… ③
 回数乗車券等(通勤21回分) 7,140円(170円×2回×21回)
 → 6,426円(ラピカ 1割プレミア・1%乗車ポイント反映)
 … ④

※ ② < ④ であるので、②(6,383円)が1か月当たりの通勤手当額

4~6月	7月	8月	9~11月, 12~2月	3月
通常定期券(3か月)の運賃等相当額による認定	回数乗車券等の運賃等相当額による認定	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定	通常定期券(3か月)の運賃等相当額による認定	平日利用限定定期券(1か月)の運賃等相当額による認定
19,150円(①) (1月当たり6,383円) (②)	6,426円(④) (通常定期券(1か月)6,720円より低廉)	5,280円(③)	19,150円(①) (1月当たり6,383円) (②)	5,280円(③)
土曜授業あり	土曜授業なし	土曜授業なし	土曜授業あり	土曜授業なし

記入例1
自家用車利用の場合

※ 朱書きは届出者が記入します



任命権者 北薩小学校長 殿		勤務課 (所)名 北薩小学校	届
所在地 鹿児島市〇〇町3-3		氏名 指宿 太郎	指宿印
職名 教諭	住居 鹿児島市〇〇町2-2		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。
届出の理由<該当する□に☑印を付する。>
 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 ()
 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□に☑印を付する。)
 (届出の理由が生じた日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗車券 等 の 額	備 考
1	自動車	住居から() 經由 学校 まで	5.5 km	10 分			円
2	()	から() 經由) まで	. km	分			円
3	()	から() 經由) まで	. km	分			円
4	()	から() 經由) まで	. km	分			円
5	()	から() 經由) まで	. km	分			円

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	5.5 km
	総所要時間	10 分

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(〇箇月)、回数乗車券(〇〇枚つづり)、普通乗車(船)券、優待乗車(船)券等の別を記入すること。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券、回数乗車券、普通乗車(船)券等の種類に応ずる額を記入すること。
 4 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数乗車券の枚数等を記入すること。また、往路と復路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
 5 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、名称、利用区間、所要時間、〇箇月運賃のほかに、当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
 6 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

※ 添付書類
・通勤経路の略図

【給与条第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に☑印を付する。>
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	年 月 日	※異動等前の住居への入居年月日	年 月 日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居から() 經由) まで	. km	分	
2		から() 經由) まで	. km	分	
3		から() 經由) まで	. km	分	
4		から() 經由) まで	. km	分	
5		から() 經由) まで	. km	分	

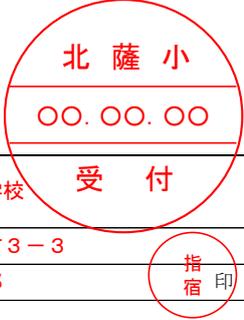
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	km
	総所要時間	分

記入上の注意
 1 ※欄は、□1に☑印を付した職員のみ記入すること。
 2 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入すること。
 3 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

別記

記入例2
高速道路利用の場合

※ 朱書きは届出者が記入します



通 勤 届	
任命権者 北薩小学校長	勤務課(所)名 北薩小学校
職 名 教諭	氏 名 指宿 太郎
住 居 鹿児島市〇〇町2-2	所在地 大口市〇〇町3-3

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。

届出の理由<該当する□に☑印を付する。>

新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) 直前の届出の区間と同一の区間がある
(該当する区間に係る順路欄の□に☑印を付する。)

住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 () (届出の理由が生じた日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1	自動車	住居から() 経由) 和田 まで	1.3 km	2 分			円
2	自動車	和田 から() 経由) 谷山 I C まで	3.4 km	5 分			円
3	自動車	谷山 I C から() 山田 料金所 経由) 鹿児島 I C まで	6.0 km	6 分	回数券	320 円	
4	自動車	鹿児島 I C から() 経由) 横川 I C まで	50.1 km	37 分	ETC	1,430 円	
5	自動車	横川 I C から() 経由) 学校 まで	14.0 km	20 分			円

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	74.8 km
	総所要時間	70 分

記入上の注意

- 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
- 「乗車券等の種類」欄には、回数券等の別を記入すること。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、乗車券等の額を記入すること。
- 「備考」欄には、通勤経路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
- 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、各欄の通勤方法の別を記入し、当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
- 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

※ 添付書類
・高速道路を利用する場合としない場合の2種類の通勤経路の略図
・1か月分の領収書の写し

【給与条例第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に☑印を付する。>

1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	※異動等前の住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※異動等の直前の住居	鹿児島市〇〇町2-2	※現住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1	自動車	住居から() 経由) 学校 まで	70.3 km	往:140分 復:120分	往路と復路で所要時間が異なる。
2		から() 経由) まで	. km	分	
3		から() 経由) まで	. km	分	
4		から() 経由) まで	. km	分	
5		から() 経由) まで	. km	分	

往路・復路の時間が明らかに違う場合、それぞれ記入すること。

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	70.3 km
	総所要時間	往:140分 復:120分

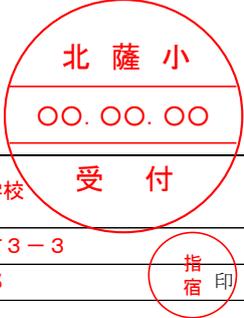
記入上の注意

- ※欄は、□1に☑印を付した職員のみ記入すること。
- 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入すること。
- 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

別記 ※年度の中で記入例2の高速道路利用者が「軽自動車」に変更した際の届

記入例2-1
車種変更の場合

※ 朱書きは届出者が記入します



任命権者 北薩小学校長	勤務課 (所)名 北薩小学校	勤	届
職名 教諭	氏名 指宿 太郎	通	届
住居 鹿児島市〇〇町2-2	所在地 大口市〇〇町3-3		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。
届出の理由<該当する□に☑印を付する。>
 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 ()
 (届出の理由が生じた日) **平成〇〇年〇〇月〇〇日**

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1	自動車	住居から() 経由) 和田 まで	1.3 km	2 分			円
2	自動車	和田 から() 経由) 谷山IC まで	3.4 km	5 分			円
3	自動車	谷山IC から(山田料金所 経由) 鹿児島IC まで	6.0 km	6 分	回数券	200 円	
4	自動車	鹿児島IC から() 経由) 横川IC まで	50.1 km	37 分	ETC	1,180 円	
5	自動車	横川IC から() 経由) 学校 まで	14.0 km	20 分			円

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	74.8 km
	総所要時間	70 分

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
 2 「乗車券等の種類」欄には、()に回数券等の別を記入すること。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、()に回数券等の額を記入すること。
 4 「備考」欄には、()に往路と復路が異なる場合は、その旨と理由を記入すること。
 5 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、()に当該交通機関の名称及び利用区間を記入すること。
 6 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

※ 添付書類
・1か月分の領収書の写し

【給与条例第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に☑印を付する。>
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	※異動等前の住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※異動等の直前の住居	鹿児島市〇〇町2-2	※現住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1	自動車	住居から() 経由) 学校 まで	70.3 km	往: 140 分 復: 120 分	往路と復路で所要時間が異なる。
2		から() 経由) まで	km	分	
3		から() 経由) まで	km	分	
4		から() 経由) まで	km	分	
5		から() 経由) まで	km	分	

往路・復路の時間が明らかに違う場合、それぞれ記入すること。

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	70.3 km
	総所要時間	往: 140 分 復: 120 分

記入上の注意
 1 ※欄は、□1に☑印を付した職員のみ記入すること。
 2 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもちろなく記入すること。
 3 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

参考(認定に伴う加算額の算出例)

学校名	北薩小学校
職名	教諭
氏名	指宿太郎
特別料金等の認定額	ETC (鹿児島IC ~ 横川IC) 片道料金 a 1,430 円 ※算定については別紙参照 <u>27,740.00</u> 円 ①
	回数通行券 (鹿児島IC ~ 谷山IC) 回数券価格 b 9,720 円 (鹿児島 ~ 谷山 36回) 回数券枚数 c 36 (c ≤ 21往復分 (=42枚)) ((b ÷ c) × 2回 (往復) × 21日 (1か月の通勤回数)) (9,720 ÷ 36) × 2 × 21 = <u>11,340.00</u> 円 ② 認定額 (① + ②) = 39,080.00 円 ÷ <u>39,080</u> 円 ③
加算額	$\text{③} \times \frac{1}{2} = \underline{19,540} \text{ 円}$ (上限 20,000円)

※ 通勤手当加算を認定する場合の通勤距離の認定は、高速道路等利用の場合の距離になるので、認定権者において確認の上、認定すること。

別紙参考（認定に伴う加算額の算出例）

学 校 名	北薩小学校
職 名・氏 名	教諭 指宿 太郎
E T C利用区間	鹿児島 I C ～ 横川 I C
正 規 料 金	1,430円

1回あたり利用料金	1,430	円
1月あたり通勤回数	21	回

<算定表>

区分	①利用料金	②朝夕 還元額払	③ポイント 還元額払	①-②-③ 負担額	マイレージサービスポイント還元等の内訳			
					加算	累計	還元	残
1月目	60,060			60,060				
2月目	60,060	29,820	5,000	25,240	6,006	6,006	5,000	1,006
3月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	3,530	0	3,530
4月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	6,554	5,000	1,554
5月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	4,078	0	4,078
6月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	7,102	5,000	2,102
7月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	4,626	0	4,626
8月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	7,650	5,000	2,650
9月目	60,060	29,820	5,000	25,240	2,524	5,174	5,000	174
10月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	2,698	0	2,698
11月目	60,060	29,820	5,000	25,240	3,024	5,722	5,000	722
12月目	60,060	29,820	0	30,240	2,524	3,246	0	3,246

12月目分朝夕還元額 29,820
 実質負担額計 332,880 円

通勤手当額(1か月あたり) 13,870 円 ←負担額計÷12月×1/2(合計値より端数切り捨て)

年 間 料 金	332,880 円	
1月当り平均料金	27,740.00 円	(特別料金等の認定額)

加 算 額	13,870 円	(上限2万円)
別料金額の2分の1相当		

※ 通勤手当加算を認定する場合の通勤距離の認定は、高速道路等利用の場合の距離になるので認定権者において確認の上、認定すること。

別紙参考

平成〇〇年4月の高速道路利用状況

北薩小学校 教諭 指宿 太郎

月	日	曜日	自動車道（鹿児島IC～横川IC）		備 考
			往 路	復 路	
4	1	火	○	○	
	2	水	○	○	
	3	木	○	○	
	4	金	○	×	通勤実情調査のため往路のみ利用
	5	土			
	6	日			
	7	月	○	○	
	8	火	○	○	
	9	水	○	○	
	10	木	○	○	
	11	金	○	×	PTA歓迎会のため往路のみ利用
	12	土			
	13	日			
	14	月	○	○	
	15	火	○	○	
	16	水	○	○	
	17	木	○	○	
	18	金	○	○	
	19	土			
	20	日			
	21	月	○	○	
	22	火	×	×	年休
	23	水	○	○	
	24	木	○	○	
	25	金	○	○	
	26	土			
	27	日			
	28	月	○	○	
	29	火	○	○	
	30	水	○	○	

○印は自動車道を利用

×印は自動車道を利用していない

※ 留意事項－5の(7) 特別急行列車等に係る特例についてを参照

記入例3
新幹線利用の場合

※ 朱書きは届出者が記入します



通 勤 届

任命権者 北薩小学校長	勤務課 (所)名 北薩小学校	勤 届 受付
	所在地 阿久根市〇〇町3-3	
職 名 教諭	氏 名 指宿 太郎	指印
住 居 鹿児島市〇〇町2-2		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。
届出の理由<該当する□に✓印を付する。>
 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 ()
 (届出の理由が生じた日) **平成〇〇年〇〇月〇〇日**
 直前の届出の区間と同一の区間がある
 (該当する区間に係る順路欄の□に✓印を付する。)

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗車券 等 の 額	備 考
1	徒歩	住居から(經由) 荒田八幡 まで	0.5 km	5 分			円
2	市電	荒田八幡 から(經由) 鹿児島中央駅 まで	2.3 km	18 分	定期券(3箇月)	15,050	円
3	JR鹿児島本線 (新幹線)	鹿児島中央駅 から(經由) 川内駅 まで	46.1 km	12 分	定期券(6箇月)	282,950	円
4	肥薩おれんじ鉄道	川内駅 から(經由) 阿久根駅 まで	30.7 km	40 分	定期券(6箇月)	139,030	円
5	徒歩	阿久根駅 から(經由) 学校 まで	0.6 km	5 分			円

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 JR鹿児島本線(鹿児島中央駅~川内駅) 50分	総通勤距離	80.2 km
	総所要時間	80 分

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
 2 「乗車券等の種類」欄 **※ 添付書類** 券等の別を記入すること。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄 **・新幹線を利用する場合としない場合の2種類の通勤経路の略図**
 4 「備考」欄には、定期合は、その旨と理由を詳 **・定期券の写し** 略が異なる場
 5 「他に利用できる交通 **・協議事項に該当の場合は、該当ごとに必要な添付書類** 当該交通機関
 の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
 6 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

【給与条例第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に✓印を付する。>
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同じ通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	※異動等前の住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
※異動等の直 前の住居	鹿児島市〇〇町3-3	※現住居への入居年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1	徒歩	住居から(經由) 荒田八幡 まで	0.5 km	5 分	
2	鹿児島市電	荒田八幡 から(經由) 鹿児島中央駅 まで	2.3 km	18 分	
3	JR鹿児島本線	鹿児島中央駅 から(經由) 川内駅 まで	46.1 km	50 分	
4	肥薩おれんじ鉄道	川内駅 から(經由) 阿久根駅 まで	30.7 km	40 分	
5	徒歩	阿久根駅 から(經由) 学校 まで	0.6 km	5 分	

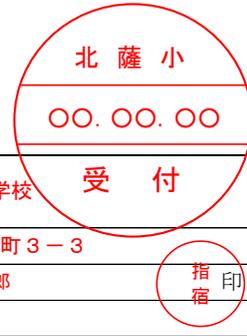
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	80.2 km
	総所要時間	118 分

記入上の注意
 1 ※欄は、□1に✓印を付した職員のみ記入すること。
 2 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇バス、〇〇線等の別をもなく記入すること。
 3 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

別記

記入例4
支給要件を喪失した場合

※ 朱書きは届出者が記入します



通 勤 届		勤務課 (所)名 北薩小学校	受 付
北薩小学校長 殿		所在地 鹿児島市〇〇町3-3	
職 名	教諭	氏 名	指宿 太郎
住 居	鹿児島市〇〇町2-2		

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。
届出の理由<該当する□に☑印を付する。>
 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 ()
 (届出の理由が生じた日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等 の 種 類	左欄の乗車券 等 の 額	備 考
1	自転車	住居から() 経由) 学校 まで	1.3 km	10 分		円	住居変更による 要件喪失
2	()	から() 経由) まで	. km	分		円	
3	()	から() 経由) まで	. km	分		円	
4	()	から() 経由) まで	. km	分		円	
5	()	から() 経由) まで	. km	分		円	

新しい通勤実情を朱書き

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	1.3 km
	総所要時間	10 分

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもしなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(〇箇月)、回数乗車券(〇〇枚つづり)、普通乗車(船)券、優待乗車(船)券等の別を記入すること。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券、回数乗車券等の額を記入すること。
 4 「備考」欄には、定期券を持たない場合は、その旨と理由を記入すること。
 5 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃のほかに、当該交通機関の具体的なかつ詳細に記入すること。
 6 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

※ 確認書類
・支給要件喪失の理由を証明する資料等
例)住民票等(住所変更の場合)
地図等のコピー(通勤経路変更の場合)

【給与条第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に☑印を付する。>
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同じ通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	年 月 日	※異動等前の住居への入居年月日	年 月 日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

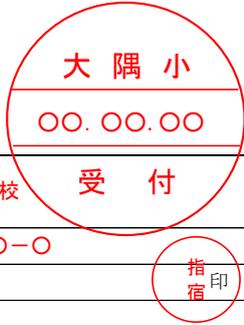
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居から() 経由) まで	. km	分	
2		から() 経由) まで	. km	分	
3		から() 経由) まで	. km	分	
4		から() 経由) まで	. km	分	
5		から() 経由) まで	. km	分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	km
	総所要時間	分

記入上の注意
 1 ※欄は、□1に☑印を付した職員のみ記入すること。
 2 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇バス、〇〇線等の別をもしなく記入すること。
 3 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

第1号様式（第3条関係）

※ 朱書きは届出者が記入します



記入例5
自家用車とフェリー利用の場合

通 勤 届

任命権者 大隅小学校長	勤務課 (所)名 大隅小学校	所在地 鹿屋市〇-〇-〇	氏名 指宿 太郎
職名 教諭	指印		
住居 鹿児島市〇〇町2-2			

鹿児島県職員の通勤手当支給規則第3条の規定により、通勤の実情を届け出ます。
届出の理由<該当する□に✓印を付する。>
 新規 (異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
 住居の変更
 通勤経路又は方法の変更
 運賃等の負担額の変更
 その他 ()
 (届出の理由が生じた日) **平成〇〇年〇〇月〇〇日**

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗車券 等 の 額	備 考
1	自家用車	住居から(経由) 鴨池港 まで	3.2 km	16 分		円	
2	南海郵船フェリー	鴨池港 から(経由) 垂水港 まで	15.0 km	40 分	1ヵ月定期券	14,400 円	
3	自家用車	垂水港 から(経由) 学校 まで	21.2 km	39 分		円	
4	()	から(経由) まで	. km	分		円	
5	()	から(経由) まで	. km	分		円	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	なし	総通勤距離	39.4 km
		総所要時間	95 分

記入上の注意
 1 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自転車、〇〇バス、〇〇線等の別をもなく記入し、下段の()には特急、新幹線、高速道路等の別を記入すること。
 2 「乗車券等の種類」欄 券等の別を記入すること。
 3 「左欄の乗車券等の額」欄 額が異なる場合
 4 「備考」欄には、定期合は、その旨と理由を記
 5 「他に利用できる交通」欄 当該交通機関の運賃が現在利用している交通機関の運賃より低廉の場合は、当該交通機関を利用しない理由を具体的かつ詳細に記入すること。
 6 通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

※ 添付書類
・定期券購入の旅客運賃領収書の写し

【給与条例第11条第3項又は第4項の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】<該当する□に✓印を付する。>
 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
 3 その他の職員(上記1又は2以外の職員)

※現公署への異動発令年月日	年 月 日	※異動前前の住居への入居年月日	年 月 日
※異動等の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居から(経由) まで	. km	分	
2		から(経由) まで	. km	分	
3		から(経由) まで	. km	分	
4		から(経由) まで	. km	分	
5		から(経由) まで	. km	分	

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等	総通勤距離	km
	総所要時間	分

記入上の注意
 1 ※欄は、□1に✓印を付した職員のみ記入すること。
 2 「通勤方法の別」欄には、住居から公署に至る通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇バス、〇〇線等の別をもなく記入すること。
 3 特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤経路の略図(経路朱線)を添付すること。

・採用・異動に際して4月1日が週休日の場合、勤務を開始すべきこととされる日に支給要件を備えていれば事実発生日は4月1日となる
 ・通常の住居移転の場合は転居の翌日が事実発生日(当日通勤した場合は除く)

記入例1
 自家用車利用の場合

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北陸小学校		事実発生日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	備考
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 算出式		平均1箇月当たりの通勤所要回数		普通交通機関等		提出年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 算出式		平均1箇月当たりの通勤所要回数		普通交通機関等		受理年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		運賃等の額の算出基礎		1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合は省略可)
	普通交通機関等の名称	利用区分	回数券その他	定期券				
1					円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6
改正					円	年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12
2					円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6
改正					円	年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12
3					円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6
改正					円	年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12
4					円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6
改正					円	年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円		年 月 日 改正
自動車等の額						円		
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 5.5 km)						6,700		
改正								
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号						円		年 月 日 改正
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき						円		年 月 日 改正
55,000円×[箇月]=						円		年 月 日 改正

※ 運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通期期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

(その2)

順路	算出基礎となる特別急行列車等		定期券 回数券 その他		特別料金等(特別運賃等)の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額		特別急行列車等の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	特別急行列車等の名称	利用区間	回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券	1月	2月	3月	年 月 日 改正				
1	特別急行列車等												1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	特別急行列車等												1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3	特別急行列車等												1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 20,000円 × [箇月] =										所属長の確認・決定 (改 定) 欄		備考		
支給額	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	6,700円	平成○○年○○月○○日	職名 北薩小学校校長 鹿見島 一郎	○印
年月日改正	※正規採用職員の場合、転居等により年度中途で手当が変更(認定)になった場合でも、4月から3月までの全ての欄に支給額を記入しても差し支えない。										年月日	職名 氏名	○印	
年月日改正											年月日	職名 氏名	○印	
理由	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 ()										私厩金相当額 (私厩金2分の1相当額、 規則第16条の2第4項の額)	取扱者 認印	備考	
決定事項	条列第11条第1項 該当・非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 () 手当額の決定 条列第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 条列第11条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項										私厩金相当額(私厩金2分の1相当額、 規則第16条の2第4項の額)の算出基礎	取扱者 認印	備考	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)										年 月 日 (算出基礎)				
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 20,000円 × [箇月] =										年 月 日 (算出基礎)				

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は、「特別急行列車等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る最後の月)を記入する。

記入例2
高速道路利用の場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北薩小学校		事業年度 平成〇〇年〇月〇日	
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 <input type="checkbox"/> 平均1箇月当たりの通勤所要回数		算出式		提出年月日		平成〇〇年〇月〇日	
算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他	回数券 定期券 その他
1							1 2 3 4 5 6
改正							7 8 9 10 11 12
2							1 2 3 4 5 6
改正							7 8 9 10 11 12
3							1 2 3 4 5 6
改正							7 8 9 10 11 12
4							1 2 3 4 5 6
改正							7 8 9 10 11 12
普通交通機関等利用者							
自動車等の額				1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円			
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 74.8 km)				円 44,000			
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号				円			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき				円			
※ 運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。				円			

(その2)

順序	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券 回数券 その他	特別料金等(特別運賃等)の額の 算出		特別料金等2分の1相当額 (特別運賃等相当額)		1箇月当たりの 特別料金等相当額	特別急行列車等 の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	特別急行列車等の 名称	利用区間		回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券					
1	有料道路 鹿見島IC～谷山IC 高速道路 鹿見島IC～横川IC		回数券 ETCカード		別紙のとおり (別紙)	別紙のとおり (別紙)	19,540 円	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から 〇〇年 〇〇月 〇〇日 まで		県事務	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2												
3												
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 20,000円 × [箇月] =												
1箇月当たりの特別料金等の合計額が20,000円を超え るとき												
	支給額	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	改正	年	月	日	改正	年	月	日	改正	年	月	日
所属長の確認・決定 (改 定) 欄 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 職 職名 北薩小学校校長 氏名 鹿見島 一郎 印												
備考												
事例第11条第1項 該当・非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 () 手当額の決定 事例第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 事例第11条 規則第11条第3項												
返納事由 規則第16条の2第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 返納事由 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎) 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)												
返納事由 発生年月 年 月 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												
返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)												
私賃金相当額 (私賃金2分の1相当額、 規則第16条の2第4項の額)												
取扱者 認印												
備考												

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は、「特別急行列車等の認定期間」の「年 月 日」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る最後の月)を記入する。

記入例2-1
車種変更の場合

順路	算出の基礎となる特別急行列車等		特別料金等(特別運賃等)の額の基礎	特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者 認 印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合には省略可)	備 考
	特別急行列車等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券 その他					
1	有料道路	鹿児島IC～谷山IC	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	19,540 円	平成〇〇年〇〇月から 年 月 月まで	県事務	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	有料道路	鹿児島IC～横川IC	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	15,122 円	平成〇〇年〇〇月から 年 月 月まで	県事務	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	軽自動車に 車種変更
3	有料道路	鹿児島IC～谷山IC	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	19,540 円	平成〇〇年〇〇日改正 年 月 月から 年 月 月まで	15,122円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4	有料道路	鹿児島IC～横川IC	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	19,540 円	平成〇〇年〇〇日改正 年 月 月から 年 月 月まで	15,122円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
<p>軽自動車の場合 ETCカード利用で鹿児島IC～横川ICは片道1,180円で ETCカード利用で鹿児島IC～横川ICは片道1,180円で P31算出資料からETCカード(1か月)22,696.66...円 鹿児島IC～谷山ICは36回券6,470円(1枚あたり179.72...円)から 7,548.33...円(1か月)(179.72...円×21×2枚)で、この金額を算出してます。</p>										
支給額	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	63,540円	平成〇〇年〇〇月〇〇日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	職 印	年 月 日 改正	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	59,122円	平成〇〇年〇〇月〇〇日 職名 北薩小学校長 氏名 鹿児島 一郎	職 印	H00.00.00 軽自動車に車種変更 H00.00.01から59,122円	
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職 印	年 月 日	
所属長の確認・決定(改定)欄	3月									
条第11条第1項 該当・非該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 ()									
手当額の決定	条第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 □規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回)									
条第8条の3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項									
条第11条	<input checked="" type="checkbox"/> 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合に「特別急行列車等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。									
私盾金相当額(私盾金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額)	私盾金相当額(私盾金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額)の算出基礎 年 月 月 (算出基礎) 年 月 月 (算出基礎)									
私盾金相当額(私盾金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額)	私盾金相当額(私盾金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額)の算出基礎 年 月 月 (算出基礎) 年 月 月 (算出基礎)									

記入例3
新幹線利用の場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北薩小学校		事業年度	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	備考
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 <input checked="" type="checkbox"/> 算出式		平均1箇月当たりの通勤所要回数		普通交通機関等の認定期間		提出年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		回数券等の額の算出基礎 回数券 定期券		普通交通機関等の 認定期間		受理年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
順路	普通交通機関等の名称	定期券 回数券 その他 の別	回数券 その他	定期券	普通交通機関等の認定期間	取扱者 認 印	支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
1	鹿児島市電	定期券	円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで	県事務協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
改正	荒田八幡 ~ 鹿児島中央		円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで	県事務協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
2	JR新幹線	定期券	円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで	県事務協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
改正	川内 ~ 阿久根		円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで	県事務協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
3	肥薩おれんじ鉄道	定期券	円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで	県事務協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
改正			円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで		1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
4			円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで		1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
改正			円	円	平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日から 平成 〇〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日まで		1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12	
普通交通機関等利用者			1箇月当たりの運賃等相当額の合計額		円	円	年 月 日 改正	円
自動車等の額			1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	円	年 月 日 改正	円
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)			改正		円	円	年 月 日 改正	円
普通交通機関等と自動車等の併用者			1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	円	年 月 日 改正	円
規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号			55,000円 × [箇月] =		円	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき			55,000円 × [箇月] =		円	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき			55,000円 × [箇月] =		円	円	年 月 日 改正	円

※ 運賃等の額に改正があった場合は、「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改正があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

順序	算出基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他	特別料金等(特別運賃等)の額の算出		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者 認 印	支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合には省略可)	備 考
	特別急行列車等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券					
1	新幹線	鹿児島中央 ～ 川内	定期券 回数券 その他 定期券	148,110円 (6箇月定期)	74,055円 (6箇月)	12,342.5円	平成〇〇年〇〇月から 年 月 月まで	12,342.5円	平成〇〇年〇〇月から 年 月 月まで	栗 事 協	1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	改正											
3	改正											
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 $20,000円 \times [\text{箇月}] =$												
1箇月当たりの特別料金等の合計額が20,000円を超えるとき												
	支給額	362,975円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所属長の確認・決定 (改 定) 欄 平成〇〇年〇〇月〇〇日職 職名 北薩小学校長 氏名 鹿見島 一郎 印												
支給 年 月 日 改正 年 月 日 改正												
理由 () 手当額の決定 条例第11条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項 条例第11条												
戻納事由 規則第16条の2第1項 返納事由 発生年月 年 月 年 月 年 月 年 月												
返納事由 規則第16条の2第1項 返納事由 発生年月 年 月 年 月 年 月 年 月												
返納事由 規則第16条の2第1項 返納事由 発生年月 年 月 年 月 年 月 年 月												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)												
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が20,000円を超えるときは、支給単位期間等に係る直後の月)を記入する。												

記入例4
支給要件を喪失した場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北薩小学校		事業年度 平成○○年○○月○○日	
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等		回		算式		提出年月日 平成○○年○○月○○日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回		普通交通機関等の認定期間		受理年月日 平成○○年○○月○○日	
順序	算出の基礎となる普通交通機関等		普通交通機関等の認定期間		1箇月当たりの運賃等相当額	支給月(○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	普通交通機関等の名称	利用区間	回数券 その他	定期券 その他			
1					円	1 2 3 4 5 6	
改正					円	7 8 9 10 11 12	
2					円	1 2 3 4 5 6	
改正					円	7 8 9 10 11 12	
3					円	1 2 3 4 5 6	
改正					円	7 8 9	理由を備考欄に記入する
4					円	1 2 3 4 5 6	
改正					円	7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等利用者						円	年 月 日 改正
自動車等の額						円	年 月 日 改正
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 42.3km)						28,800	
「改正」を抹消する						改正	
普通交通機関等と自動車等の併用者						円	年 月 日 改正
規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号						円	年 月 日 改正
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき						55,000円 × [箇月] =	円
※ 運賃等の額に改正があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改正があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。						0	
自動車等の額						円	年 月 日 改正
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 42.3km)						28,800	
「改正」を抹消する						改正	
普通交通機関等と自動車等の併用者						円	年 月 日 改正
規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号						円	年 月 日 改正
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき						55,000円 × [箇月] =	円
※ 運賃等の額に改正があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改正があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。						0	
自動車等の額						円	年 月 日 改正
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 42.3km)						28,800	
「改正」を抹消する						改正	
普通交通機関等と自動車等の併用者						円	年 月 日 改正
規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号						円	年 月 日 改正
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき						55,000円 × [箇月] =	円
※ 運賃等の額に改正があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改正があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。						0	

記入例4-1-2
新幹線利用の返納(2か月分)の場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北薩小学校		事業年度 平成 〇〇 年 11 月 29 日	
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 (算出式)		平均1箇月当たりの通勤所要回数		普通交通機関等の認定期間		提出年月日 平成 〇〇 年 11 月 29 日	
算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		運賃等の額の算出基礎 回数券 その他		1 箇月 当たりの 運賃等 相当額		取扱者 認 印	
定期券 回数券 その他		定期券 回数券 その他		普通交通機関等 の認定期間		支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合は省略可)	
1	JR 鹿兒島中央 ～ 出水	定期券	円 203,260円 (6 箇月)	円 33,876(2/3)円	平成 〇〇 年 〇〇 月から 年 月 まで	1 2 3 4 5 ⑥	
改正			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	7 8 9 10 11 ⑫	
2			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6	
改正			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	7 8 9 10 11 12	
3			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6	
改正			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	7 8 9 10 11 12	
4			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	1 2 3 4 5 6	
改正			円 (箇月)	円	年 月 月から 年 月 まで	7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等利用者				1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額		円	
自動車等の額				13,700円		平成 〇〇 年 12 月から 年 月 まで	
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 17.7 km)				改正		県事務協	
普通交通機関等と自動車等の併用者				1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	
規則第8条の3 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号				47,576(2/3)円		年 月 日 改正	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき				55,000円 × [箇月] =		円	
※ 運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。				1 2 3 4 5 6		7 8 9 10 11 12	

順序	算出基礎となる特別急行列車等		定期券 回数券 その他	特別料金等(特別運賃等)の額の算出		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合には省略可)	備考
	特別急行列車等の名称	利用区間		回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券					
1	新幹線	鹿児島中央 ～ 出水	定期券	220,810円 (6箇月定期)	110,405円 (6箇月)	18,400円(5/6)	平成〇〇年 12月から 年 月まで	18,400(5/6)円	平成〇〇年 12月から 年 月まで	理事 協	1 2 3 4 5 ⑥ 7 8 9 10 11 ⑫ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	改正						平成〇〇年 12月から 年 月まで		平成〇〇年 12月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3	改正						平成〇〇年 12月から 年 月まで		平成〇〇年 12月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額									年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの特別料金等の合計額が20,000円を超えるとき									年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
20,000円×[箇月] =									年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
所属長の確認・決定(改定)欄									年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
支給額	13,700円	13,700円	13,700円	13,700円	13,700円	13,700円	平成〇〇年 12月 10日	13,700円	平成〇〇年 12月 10日	職 北薩小学校長 鹿児島 一郎		
年月日	円	円	円	円	円	円	年 月 日	円	年 月 日	職 氏名		
年月日	円	円	円	円	円	円	年 月 日	円	年 月 日	職 氏名		
年月日	円	円	円	円	円	円	年 月 日	円	年 月 日	職 氏名		
理由	条例第11条第1項 該当・非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由() 手当額の決定 条例第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回) 規則第8条の3 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 条例第11条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項											
私賃金相当額	私賃金相当額(私賃金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額) 203,260-(110,410+38,740)=54,110-220=53,890 運賃相当額53,890 53,890円 平成〇〇年4月1日付異動											
私賃金相当額	私賃金2分の1相当額、規則第16条の2第4項の額) 220,810-(110,410+36,800)=73,600 特別料金相当額73,600÷2=36,800 36,800円 理事 協											
取扱者認印	取扱者 認印 理事 協											
支給月	支給月(支給月に○印を付す) (毎月の場合には省略可) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
備考	備考 平成〇〇年4月1日付異動											

※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は、「特別急行列車等の認定期間」の「年 月」まで、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る直後の月)を記入する。

記入例5
自家用車とフェリー利用の場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 大隅小学校		事業発生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 <input type="checkbox"/> 平均1箇月当たりの通勤所要回数		算出式)		提出年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数券 その他		定期券 その他		受理年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		運賃等の額の算出基礎		普通交通機関等の 認定期間		支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	普通交通機関 等の名称	利用区間	回数券 その他	定期券 その他	1 箇月 当たりの 運賃等 相当額	1 箇月 当たりの 運賃等 相当額		
1	船舶 (フェリー)	鴨池港 ～ 垂水港			円 14,400 (1 箇月)	円 14,400 (1 箇月)	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	県事務
改正					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
2					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
改正					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
3					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
改正					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
4					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
改正					円 (箇月)	円 (箇月)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで	
普通交通機関等利用者								
自動車等の額								
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 24.4 km)								
		改正		円 16,900		平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで		
		改正		円		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで		
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額				円 31,300				
普通交通機関等と自動車等の併用者								
規則第8条の3 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号								
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき		55,000円 × [箇月] =		円		〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで		

※ 運賃等の額に改定があった場合は、「普通交通機関等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

記入例6
再任用短時間勤務職員(自家用車)の場合

通勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北陸小学校		平成〇〇年〇月〇日			
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する学校職員等 算出式 $20,100円 \times 50 / 100 = 10,050円$				提出年月日		平成〇〇年〇月〇日			
平均1箇月当たりの通勤所要回数 8回				受理年月日		平成〇〇年〇月〇日			
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		運賃等の額の算出基礎		1箇月 当たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に〇印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考
	普通交通機 関等の名称	定期券 回数券 その他 の別	回数券 その他	定期券					
1				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6	
改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		7 8 9 10 11 12	
2				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6	
改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		7 8 9 10 11 12	
3				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6	
改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		7 8 9 10 11 12	
4				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 6	
改正				円 (箇月)	円	年 月から 年 月まで		7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等利用者					1箇月当たりの運賃等相当額の合計額		円	年 月 日 改正	円
自動車等の額					10,050		円	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 年 月まで	
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 27.5 km)					改正		円	年 月 日 改正	
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき					55,000円 × [箇月] =		円	年 月 日 改正	円
1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるとき					1 2 3 4 5 6		円	7 8 9 10 11 12	

※ 運賃等の額に改定があった場合は「普通交通機関等の認定期間」の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

(その2)

順路	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券回数券その他	特別料金等(特別運賃等)の額の算出		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額	特別急行列車等の認定期間	取扱者認印	支給月(支給月に○印を付す)(毎月の場合には省略可)	備考	
	特別急行列車等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券	定期券						
1									年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6		
改正									年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12		
2									年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6		
改正									年 月 日から 年 月 日まで		7 8 9 10 11 12		
利用者									年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6		
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額									年 月 日 改正		年 月 日 改正	
	20,000円 × [箇月] =									年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6	
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額									所属長の確認・決定 (改 定) 欄		備 考	
支給額	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	10,050 円	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 職名 北薩小学校長 鹿見島 一郎 印	再任用(短時間) 任用期間 H29.4.1~H30.3.31		
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 鹿見島 一郎 印			
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 鹿見島 一郎 印			
理由	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第11条第1項 該当・非該当 (通勤所要回数) <input type="checkbox"/> 該当 (〇〇規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 () 手当額の決定 条例第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 8 回) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 条例第11条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項												
決定事項	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定める額(算出基礎) 年 月 月 (算出基礎) 年 月 月 (算出基礎)												
※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は「特別急行列車等の認定期間」の「年 月 月」まで、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る最後の月)を記入する。													

記入例7(A)
平成29年4月から土曜授業実施
市バス利用(回数乗車券が通常定期券(3か月)より低廉となる)

土曜授業あり・4・5・6・7・9・10・11・12・1・2月
土曜授業なし・8・3月

勤手当認定簿

氏名 指宿 太郎		職員番号 234567		所属 北薩小学校		事務発生年月日 平成 29 年 4 月 1 日			
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替勤務に従事する学校職員等 平均1箇月当たりの通勤所要回数 回 (算出式)				提出年月日 平成 29 年 4 月 6 日		受理年月日 平成 29 年 4 月 6 日			
順路	算出の基礎となる普通交通機関等		運賃等の額の算出基礎		1 箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者 認 印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
	普通交通機関等の名称	利用区間	回数券 その他	定期券 その他					
1	バス	〇〇〇 ~ △△△	回数券 別紙のとおり	7.183円 (箇月)	7.183 (箇月)	平成 29 年 4 月から 年 月 月まで	県 事 協	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	土曜授業あり
2	JR	□□□ ~ ☆☆☆	定期券 別紙のとおり	134,840円 (6 箇月)	6,270 (1 箇月)	平成 29 年 4 月から 年 月 月まで	県 事 協	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	土曜授業なし
3									
4									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額					29,656円	年 月 日 改正	円		
自動車等の額					28,743円	年 月 日 改正	円		
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km) 改正									
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号									
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が5,000円を超えるとき 55,000円 × [箇月] =									

※ 運賃等の額に改定があった場合は、「普通交通機関等の認定期間」の「年 月 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

(その2)

順序	算出の基礎となる特別急行列車等		特別急行列車等の利用区間		定期券回数券その他		特別料金等(特別運賃等)の額の算出		特別料金等(特別運賃等)の額の基礎		特別料金等2分の1相当額(特別運賃等相当額)		1箇月当たりの特別料金等相当額		特別急行列車等の認定期間	取扱者 認 印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考	
	特別急行列車等の名称	利用区間	回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券 その他					
1	特別急行列車等														年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
2	特別急行列車等														年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
3	特別急行列車等														年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額													年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円			
20,000円 × [箇月] =													年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円			
1箇月当たりの特別料金等の合計額が20,000円を超えるとき													所属長の確認・決定 (改 定) 欄	備 考					
支給額	142,023円	7,183円	7,183円	7,183円	7,183円	7,183円	6,270円	7,183円	142,023円	7,183円	7,183円	7,183円	7,183円	6,270円	平成 29年 4月 6日 職名 北薩小学校校長 氏名 鹿見島 一郎	職 印			
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	印			
年 月 日 改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	印			
<input checked="" type="checkbox"/> 条例第11条第1項 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (□規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 () 手当額の決定 条例第11条第2項 <input checked="" type="checkbox"/> 第1号 □第2号 □第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 (通勤所要回数 回) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 □第2号 □第3号 <input type="checkbox"/> 第1号 □第3項 □第4項 条例第11条													返納事由 規則第16条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)	私厩金相当額 規則第16条の2第4項の額)	私厩金2分の1相当額 規則第16条の2第4項の額)	取扱者 認 印	備 考
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)													年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		
※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る直後の月)を記入する。																			

記入例7(B)
 平成29年4月から土曜授業実施
 市電利用(回数乗車券が通常定期券(3か月)より低廉となる)

勤手当認定簿

氏名 桜島 太郎
 職員番号 123456
 所属 北陸小学校

氏名		職員番号		所属		提出年月日		受理年月日		支給月		備考	
						平成 29 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 6 日		平成 29 年 4 月 6 日			
普通交通機関等利用者の額													
順路	算出の基礎となる普通交通機関等 普通交通機関等の名称	利用区間	定期券 回数券 その他 の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		普通交通機関等の 認定期間	取扱者 認印	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考		
				回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券						
1	鹿児島市電	○○○～ △△△	回数券	別紙のとおり	6,426	円 (箇月)	円 6,426	平成 29 年 4 月から 年 月 月 まで	県 事 協	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	土曜授業あり		
2	JR	□□□～ ☆☆☆	定期券	別紙のとおり	134,840	円 (6 箇月)	円 22,473	平成 29 年 4 月から 年 月 月 まで	県 事 協	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	土曜授業なし		
3						円							
4						円							
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額							28,899円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円		
自動車等の額													
(条例第11条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)													
改正													
1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号							円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円		
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が5,000円を超えるとき							55,000円 × [箇月] =	円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円	

※ 運賃等の額に改正があった場合は、「普通交通機関等の認定期間」の「年 月 月 まで」は、改正があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

(その2)

順序	算出の基礎となる特別急行列車等		定期券 回数券 その他	特別料金等(特別運賃等)の額の 算出		特別料金等2分の1相当額 (特別運賃等相当額)		1箇月当たりの 特別料金等相当額	特別急行列車等 の認定期間	取扱者 認 印	支 給 月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備 考
	特別急行列車等の 名 称	利 用 区 間		回数券 その他	定期券 その他	回数券 その他	定期券					
1	特別急行列車等				円	円	円	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	特別急行列車等				円	円	円	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3	特別急行列車等				円	円	円	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 $20,000円 \times [\text{箇月}] =$												
1箇月当たりの特別料金等の合計額が20,000円を超え るとき												
支給額	141,266円	6,426円	6,426円	6,426円	6,426円	6,426円	6,426円	6,426円	3月	所属長の確認・決定 (改定)欄 平成 29年 4月 6日 職名 北薩小学校校長 氏名 鹿見島 一郎	職 印	
年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	日 月 年	
年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	日 月 年	
年 月 日	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月 日	職名 氏名	日 月 年	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)												
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第16条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と知事が人事委員会と協議して定 める額(算出基礎)												
※ 特別料金等(特別運賃等)の額に改定があった場合は「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に依る直後の月)を記入する。												

土曜授業に伴う認定簿の記載について
通勤手当認定簿

平成29年度

氏名 桜島 花子		職員番号 234567		所属 北薩小学校		算出式		事業発生日		平成29年4月1日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		回数		回数		提出年月日		平成29年4月10日	
算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		定期券 回数券 その他		定期券 回数券 その他		定期券 回数券 その他		取扱者 認印		備考	
普通交通機関等の名称		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	
1	〇〇〇～ △△△	鹿児島市電	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	土曜授業あり
2	〇〇〇～ ☆☆☆	JR	34,840	34,840	22,473	22,473	22,473	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	土曜授業なし
3	修正										
3	修正										
普通交通機関等利用者		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	
普通交通機関等利用者		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	

土曜授業あり・・・4・5・6・7・9・10・11・12・1・2月
土曜授業なし・・・8・3月

前年度と変更があった場合に新たに作成し貼り付ける。
前年度と変更がない場合は作成は不要。

2018年度

通勤一56

通勤手当認定簿

平成30年度

氏名 桜島 花子		職員番号 234567		所属 北薩小学校		算出式		事業発生日		平成29年4月1日	
平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		回数		回数		提出年月日		平成29年4月10日	
算出の基礎となる 普通交通機関等 利用区間		定期券 回数券 その他		定期券 回数券 その他		定期券 回数券 その他		取扱者 認印		備考	
普通交通機関等の名称		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	
1	〇〇〇～ △△△	鹿児島市電	6,426	6,426	5,330	5,330	5,330	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	土曜授業あり
2	〇〇〇～ ☆☆☆	JR	34,840	34,840	22,473	22,473	22,473	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12	土曜授業なし
3	修正										
3	修正										
普通交通機関等利用者		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	
普通交通機関等利用者		別紙のとおり		別紙のとおり		別紙のとおり		県事協		土曜授業あり	

土曜授業あり・・・5・6・7・9・10・11・12・1・2・3月
土曜授業なし・・・4・8月

(その1)

(別紙1)・・・参考

○バス 定期券と回数乗車券（ICカード）の運賃相当額に係る比較表

基準運賃	バス通常定期券			バス平日利用限定定期券		回数乗車券（ICカード）	
	通常定期券（1か月）の運賃等相当額	通常定期券（3か月）の運賃等相当額 A	1か月当たり運賃等相当額 B = A ÷ 3	平日利用限定定期券（1か月）の運賃等相当額	平日利用限定定期券（3か月）の運賃等相当額 C	1か月当たり運賃等相当額 D = C ÷ 3	ICカード乗車券「ラピカ」の運賃相当額
120	5,040	14,360	4,786	3,960	11,290	3,763	4,536
130	5,460	15,560	5,186	4,290	12,230	4,076	4,914
140	5,880	16,760	5,586	4,620	13,170	4,390	5,292
150	6,300	17,960	5,986	4,950	14,110	4,703	5,670
160	6,720	19,150	6,383	5,280	15,050	5,016	6,048
170	7,140	20,350	6,783	5,610	15,990	5,330	6,426
180	7,560	21,550	7,183	5,940	16,930	5,643	6,804
190	7,980	22,740	7,580	6,270	17,870	5,956	7,183
200	8,400	23,940	7,980	6,600	18,810	6,270	7,561
210	8,820	25,140	8,380	6,930	19,750	6,583	7,938
220	9,240	26,330	8,776	7,260	20,690	6,896	8,316
230	9,660	27,530	9,176	7,590	21,630	7,210	8,695
240	10,080	28,730	9,576	7,920	22,570	7,523	9,073
250	10,500	29,930	9,976	8,250	23,510	7,836	9,450
260	10,920	31,120	10,373	8,580	24,450	8,150	9,829
270	11,340	32,320	10,773	8,910	25,390	8,463	10,206
280	11,760	33,520	11,173	9,240	26,330	8,776	10,585
290	12,180	34,710	11,570	9,570	27,270	9,090	10,962
300	12,600	35,910	11,970	9,900	28,220	9,406	11,342
310	13,020	37,110	12,370	10,230	29,160	9,720	11,719
320	13,440	38,300	12,766	10,560	30,100	10,033	12,097
330	13,860	39,500	13,166	10,890	31,040	10,346	12,475
340	14,280	40,700	13,566	11,220	31,980	10,660	12,852
350	14,700	41,900	13,966	11,550	32,920	10,973	13,230
360	15,120	43,090	14,363	11,880	33,860	11,286	13,608
370	15,540	44,290	14,763	12,210	34,800	11,600	13,986
380	15,960	45,490	15,163	12,540	35,740	11,913	14,367
390	16,380	46,680	15,560	12,870	36,680	12,226	14,745

(単位：円)

※ICカード乗車券「ラピカ」の運賃等相当額は、通勤21回分の運賃等の額（1割プレミアム）及び1%乗車ポイント反映）

※いわさきICカードの運賃等相当額は、通勤21回分の運賃等の額（1割プレミアム）反映）

※土曜授業がある月は、通常定期券（支給単位期間が土曜授業がある月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ICカード）の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定

※土曜授業がない月は、平日利用限定定期券（支給単位期間が土曜授業がない月を超えない範囲のもの）と回数乗車券（ICカード）の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定

※定期券で認定する場合は、支給単位期間の最初の月に定期券の運賃等相当額を認定

(別紙2)・・・参考(平成30年1月1日料金改定)

○鹿見島市電 定期券と回数乗車券(ICカード)の運賃相当額に係る比較表

基準運賃	市電通常定期券			市電平日利用限定定期券			回数乗車券(ICカード)	
	通常定期券(1か月)の運賃(運賃等相当額)	通常定期券(3か月)の運賃(運賃等相当額) A	1か月当たり運賃等相当額 B = A ÷ 3	平日利用限定定期券(1か月)の運賃(運賃等相当額)	平日利用限定定期券(3か月)の運賃額 C	1か月当たり運賃等相当額 D = C ÷ 3	ICカード乗車券「ラピカ」の運賃相当額	いわさきICカードの運賃相当額
170	7,140	20,350	6,783	5,610	15,990	5,330	6,426	6,490

※ICカード乗車券「ラピカ」の運賃等相当額は、通勤21回分の運賃等の額(1割)プレミアム反映及び1%乗車ポイント反映

※いわさきICカードの運賃等相当額は、通勤21回分の運賃等の額(1割)プレミアム反映

※土曜授業がある月は、通常定期券(支給単位期間が土曜授業がある月を超えない範囲のもの)と回数乗車券(ICカード)の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定

※土曜授業がない月は、平日利用限定定期券(支給単位期間が土曜授業がない月を超えない範囲のもの)と回数乗車券(ICカード)の1か月当たりの運賃相当額を比較し、低廉になる方で通勤手当を認定

※定期券で認定する場合、支給単位期間の最初の月に定期券の価額を認定

参考（通勤手当認定簿決定事項の説明）

決定事項	条例第11条第1項 該当・非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 規則第5条） <input type="checkbox"/> 非該当 理由（ ）
	手当額の決定 条例第11条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 規則第8条の2第2項 （通勤所要回数 回）
	規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
	条例第11条 <input checked="" type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項
	条例第11条第1項 <input type="checkbox"/> 該当・ <input type="checkbox"/> 非該当

(例)
 異動に伴い、高速道路を利用することになった場合は、左記のようにがつく。
 （高速道路を利用することで通勤時間が30分以上の短縮。条例第11条第3項該当の場合。）

条例第11条第1項 該当・非該当
 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他知事が承認する交通の用具(県の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

支給範囲の特例（規則第5条）

条例第11条第1項に規定する「通勤することが著しく困難である職員」に該当の場合

- (1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある。
- (2) 身体障害のため歩行することが困難な職員

※片道2km以上であることを要さない。

手当額の決定

条例第11条第2項

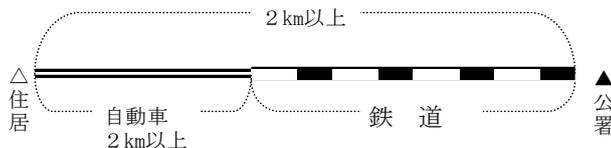
- 第1号 条例第11条第1項(1)に掲げる職員に対して支給される手当額
- 第2号 条例第11条第2項(2)に掲げる職員に対して支給される手当額
- 第3号 条例第11条第1項(3)に掲げる職員に対して支給される手当額

規則第8条の2第2項 自動車等使用者の支給額

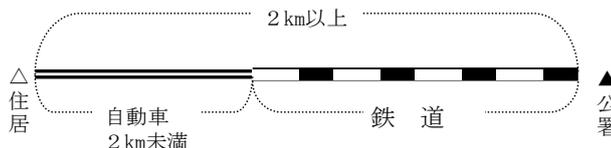
再任用短時間勤務職員のうち1か月当たりの通勤所要回数10回に満たない職員で規則で定める額の100分の50の額を支給する場合

規則第8条の3 併用者の区分及び支給額

- 第1号 自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である場合



- 第2号 自動車等を使用する距離が片道2km未満である場合で交通機関等の運賃等相当額が2,300円以上の場合



- 第3号 自動車等を使用する距離が片道2km未満である場合で交通機関等運賃等相当額が2,300円未満の場合

条例第11条第3項,第4項 特別急行列車等を利用して通勤する職員への特例の手当

- 第3項 異動又は公署の移転に伴い、特例の手当が支給される場合
- 第4項 権衡職員等に特例の手当が支給される場合（通勤-9, 9の2参照）
 規則第14条, 規則第15条1号, 規則第15条2号, 通知第15条関係が適用される場合

※ 第3項, 第4項については、条例第11条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に対して支給される。

様式給第28号

カード
No.
1 2
2 8

平成 30 年 5 月 分

平成 30 年 4 月 25 日

提出年月日を記入する。

点検者
記入者
県事協
印

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北蘆小学校

通勤手当報告書

作成所属名	修正区分(1)	ページNo.	整理番号	氏名	支給開始年月	通勤種別コード(41)	交通用具	高速	定期情報		返納情報		乗務者情報		備考	
									定期	最終定使用年月	私戻相当額	非課税	課税	種別		
記入例1：自家用車利用の場合																
北蘆小学校				指宿 太郎												適用には、報告内容の説明を簡潔に記載すること。
7 6 5 4 3 2	2 0 1 0 2	2 3 4 5 6 7	4 3 0 0 4 0 1 0 0 5 5													交通用具利用5.5km (平成30年4月支給開始)
	2		0 3													
記入例2：高速道路利用の場合																
北蘆小学校				指宿 太郎												高速代・特急料金は手当支給の金額ではなく職員負担の金額を右詰めで記入、空白は「0」で埋める。
7 6 5 4 3 2	2 0 1 0 5	2 3 4 5 6 7	4 3 0 0 4 0 1 0 7 4 8 0 3 7 0 9 1													交通用具利用74.8km 高速代37,001円 (平成30年4月支給開始)
	2		0 6													
記入例3：新幹線利用の場合																
北蘆小学校				指宿 太郎												同一項目に同一の内容が2以上連続する場合、「同上」、「〃」と略して記入しないこと。この場合は、同一項目を連続して記入する場合は「矢印(曲線)」で記入する。
7 6 5 4 3 2	2 0 1 0 8	2 3 4 5 6 7	4 3 0 0 4 0 1 0 0 1 5 0 5 0													市電利用3月定期代15,050円 (平成30年4月支給開始)
	2		1 0													鉄道利用6月定期代131,100円 新幹線利用6月定期代144,000円 (平成30年4月支給開始)
	2		0 5													鉄道利用6月定期代135,170円 (平成30年4月支給開始)
記入例4：支給要件を喪失した場合																
北蘆小学校				指宿 太郎												平成30年4月支給要件消滅
7 6 5 4 3 2	2 0 1 1 2	2 3 4 5 6 7	4 3 0 0 4 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0													
	2		0 5													

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇分

点検者
記入者
印
帳
簿

給与支払管理者 県教育庁教職員課長

作成所属名 北薩小学校

通勤手当報告書

様式給第28号

カード
No. 1 2
2 8

作成所属名 作成所属コード(1)	修正区分 No.	氏名 職員番号	整理番号	経理番号	支給開始年月 年 月	通勤種類 コード(41)	交通 通勤距離	高速 代	定期 期間	定期 料	定期 金	兼務者情報		返納情報		摘要
												非課税	課税	年	月	
北薩小学校	2	指宿 太郎	01	02	2010	01	037		06	13	10	00	00	00	00	(記入例4-6) 交通用具等3.7kmと「JR鉄道(6か月定期代)131,000円、肥薩おれんじ鉄道(6か月定期代)192,000円の併用者で支給限度額を超過する者(平成30年4月から支給開始)
北薩小学校	2	指宿 太郎	02	03	2010	02	20		06	13	10	00	00	00	00	(記入例4-7) 例4-6で支給されている者が7月に転居し、8月から交通用具46.5kmのみの利用となった。払戻相当額は107,000円。電算報告は、平成30年8月
北薩小学校	2	指宿 太郎	03	04	2010	03	21		06	13	10	00	00	00	00	
北薩小学校	2	指宿 太郎	04	05	2010	04	91		06	13	10	00	00	00	00	
北薩小学校	2	指宿 太郎	05	06	2010	05	65		06	13	10	00	00	00	00	
北薩小学校	2	指宿 太郎	06	07	2010	06	65		06	13	10	00	00	00	00	
記入例5: 自家用車とフェリー利用の場合																
北薩小学校	2	指宿 太郎	09	10	2010	09	44		01	10	14	40	00	00	00	垂水フェリー利用 1月定期代14,400円 (平成30年4月支給開始)
北薩小学校	2	指宿 太郎	10	11	2010	10	50		01	10	14	40	00	00	00	
記入例6: 再任用短時間勤務職員の場合																
北薩小学校	2	指宿 太郎	11	12	2010	11	75		01	10	14	40	00	00	00	-短時間区分に「1」を入力すると、支給額が100分の50となる。
北薩小学校	2	指宿 太郎	12	13	2010	12	75		01	10	14	40	00	00	00	

様式給第28号

カード1	2
N O	248
作成所属コード	765432
所属名	北薩小学校

平成 30 年 4 月分 例月給与

平成 30 年 3 月 25 日

点検者	記入者
印	県事務協

通勤手当報告書照合表

給与支払管理者 教職員課長

(翌月支給予定者リスト)

定期代支給の前月に出力される。所属で照合し、教育事務所へ提出する。

作成所属	修正区分	整理番号	職員番号	支給開始年月	交通用具情報		定期支給情報		定期等返納情報		兼務者情報		摘要	エラーの有無
					通勤距離	高速代	定期期間	定期代	特急料金	最終定期使用年月	払戻相当額	非課税		
北薩小学校	765432	250001	23456742004	201804	282930313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960616263646566676869707172737475	0	6197620214680							
イブスキ タロー														
北薩小学校	1		34567842004	201804			06197620214680						新幹線利用(6か月定期で197,620円、特急料金214,680円)の職員が平成30年3月に転居し、4月から交通用具27.5kmに変更になった。 ※電算報告は平成30年4月	
ヒオキ ジロー														
北薩小学校													ポイント ・翌月支給予定者の定期券情報の取消については、通勤手当報告書照合表で行い、4月からの新規認定分の入力があれば、通常の通勤手当報告書で別途行う。	
													取消がある場合は、行頭に「P」を未書する。	

〇 枚中 〇 枚目 〇 件数 〇 件

通勤手当に係る質疑応答編

(注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達、【②】は諸手当認定・電算マニュアル（平成30年1月改訂版県教育庁教職員課作成）からの出典です。
 また【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

第1 通勤距離

1 通勤手当額算定の基礎

(問1) 通勤距離と使用距離の違いは何か。【②】

(答1) 通勤距離とは、職員の住居から勤務公署まで、交通機関等や自動車等を利用しないで、一般に利用することのできる道を徒歩により通勤するものとした場合の最短の経路の長さである。

使用距離とは、実際に自動車等を運転した距離のうち、自宅と公署間における一般に利用される経路の最短の長さである。

この使用距離が、自動車等利用者の通勤手当額算定の際の距離になる。

2 使用距離の測定方法

(問2) 駐車場利用者の次の場合における使用距離は、どうなるか。【②】

(答2) 自：自宅 公：勤務公署 A：自宅側駐車場 B：公署側駐車場

例		使用距離
①		b
②		a
③		b
④		b

例	使用距離
⑤	a
⑥	a
⑦	c
⑧	c

3 測定の際の起点

(問3) 通勤距離測定の際の起点(始点、終点)はどこか。【②】

(答3) 通勤距離の測定に当たっては、住居の出入口(門があれば門)から勤務公署において出勤が確認される場所(門、門がない場合は建物の出入口)までの間について行うものである。

ただし、集合住宅(公舎、共済住宅等)の場合の始点は、

ア その住宅を囲む塀があり、門がある場合は、その門

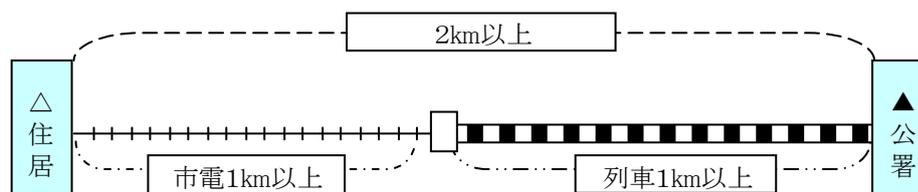
イ 門がない場合は、それぞれの棟の階段の一番下の出入口が始点となる。

※(注) 一般に利用される門が複数ある場合の取扱い

- ・始点…… 勤務公署に最も近い門
- ・終点…… 住居から最も近い門

4 2以上の交通機関を乗り継ぐ場合の算定

(問4) 2以上の交通機関を乗り継いで通勤する職員の通勤手当はどの様にするか【③】



(答4) 乗り換えを要する地点から、住所及び勤務公署までの通勤距離が1km以上であれば、いずれの交通機関も通勤手当の根拠となる交通機関として認定してよい。

※ 通勤手当の取扱いについて(昭和39年12月24日39人第650号)第3項参照

第2 併任, 研修, 出張等の場合の取扱い

1 長期研修の場合の勤務公署

(問5) 長期研修の場合の勤務公署は, 当該研修所又は本務公署のいずれをいうのか。【①】

(答5) 学校職員の長期研修に関する旅費等支給要領第3条の規定により, 長期研修の場合の勤務公署は, その期間が月の初日から末日までの全日数にわたる場合に限り, 当該研修施設を勤務公署とみなす。

※平成17年3月30日付鹿教教第639号「学校職員の長期研修等における旅費の支給について(通知)」参照

第3 特例措置(新幹線鉄道等及び橋)

1 異動や単身赴任解消などの理由以外で特例措置が適用される場合(権衡職員)

(問6) 学校, 居住地ともに鹿児島市内であった職員が, 結婚し配偶者と同居するために出水市に転居し, 新幹線(出水~鹿児島中央)と自家用車での通勤を開始することになった。

異動に伴う転居や単身赴任手当を受給されていた職員なら特例措置が適用できる条件でも, この事例のように異動に伴う転居でなく, 又は単身赴任手当を受給されていなかった職員の場合, 特例措置を適用して特急料金等を加算することはできないのか。【③】

(答6) 「鹿児島県職員の通勤手当支給規則」第15条において, 知事が人事委員会と協議して定める職員においては, 特急料金などの加算など特例措置について, それが適用される職員との権衡上必要があると認められるとある。

ここで定める職員については, 「通勤手当支給規則の取扱いについて(通知)」第15条関係において「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居した職員」についても例示されている。従って異動や単身赴任解消に伴わない事例であるからといって, 直ちに特例措置の適用ができないと判断されるわけではない。

権衡職員に該当するかは, 教育事務所との協議事項にて決定する。

2 新幹線利用での申請のほうが, 肥薩おれんじ鉄道利用での申請より手当額が低くなる場合

(問7) JR料金に新幹線利用の特別料金加算(1/2)をした額よりもおれんじ鉄道利用の定期券のほうが料金は高いが, それでも新幹線利用での申請が必要となるか。【③】

(答7) 規則9条~11条の支給要件の全てを満たし, 実態として新幹線を利用した通勤をしている場合は, 新幹線利用での通勤手当額となる。

3 勤務公署の最寄駅が新幹線停車駅よりも居住地に近い場合

(問8) 異動に伴い鹿児島市の自宅から新幹線通勤をすることになった職員の勤務公署が, 野田・高尾野など新幹線停車駅である出水駅から居所方面に引き返す場所にある場合でも, 鹿児島中央~出水での新幹線利用の特例措置が適用できるか。【③】

(答8) 通勤経路が新幹線駅から居住方面に引き返すことになっても, 「通勤手当に係る支給要件及び特別急行列車等に係る特例の三つの要件」により判断する事となる。

第4 支給の始期, 終期及び改定の時期等

1 発令日と勤務を開始すべき日が異なる場合の取扱い

(問9) 採用・異動の場合で, 次のようなときは, 通勤手当の支給の始期はいつからか。【③】

- (1) 4月1日付けで採用され、4月7日に住居移転を完了し、4月8日から通勤を開始した場合
- (2) 4月1日付けで異動し、赴任期間中の同月4日に着任し、給与条例11条の要件を具備するに至った場合

(答9) 職員が新たに給与条例11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日とは、職員が通勤し得る状態に至った日をいうこととされ、また、通知第16条関係第1項では、「新たに給料表の適用を受ける職員となった者は当該適用の日から7日（県外、離島への赴任にあたっては10日）以内に条例11条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱うこと」とされており、また、通知第16条関係第2項では、「公署を異にして異動した職員は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に条例11条第1項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱うこと」とされている。

設問の場合、それぞれ4月1日を、同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、規則第16条第1項の規定により4月から通勤手当の支給を開始することとなる。ただし、職員から所定の期間内（20日以内）に通勤届が提出されている場合に限られる。

※認定マニュアルその他－(3), (4), [例] 参照

2 年末年始における通勤方法変更の取扱い

(問10) 12月28日まで自動車通勤していた者が、1月4日から通勤方法を交通機関に変更した場合、通勤手当の月額を変更すべき事実の生じた日はいつとなるか。【②】

(答10) 12月31日までに住居の移転を完了し、1月1日から変更後の通勤の経路により通勤することが常例になると客観的に認められるような場合を除き、一般的に単なる通勤の変更である場合は1月4日となり、2月から手当額の改定となる。

3 住居を移転した場合の改定時期

(問11) 職員が住居を移転した場合で、次のようなときは、「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」はいつとなるのか。【②】

(1) 週休日（日曜日）に移転を完了し、月曜日は休日又は休暇等により通勤せず火曜日から通勤を開始した場合

(2) 長期病休中に移転を完了した場合

(答11) 職員が移転による住居の変更のため通勤手当の額を改定する場合、「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」とは、移転日に通勤の事実があった場合を除き移転の完了した日の翌日であるので、

(1)については、月曜日を通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

(2)については、継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月以前において住居の移転が完了している場合には、再び継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を、また継続して通勤することが常態となる日の属する月において移転が完了した場合には、その完了した日の翌日を、それぞれ通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

4 月の初日のみ採用前居住地から通勤した場合

(問12) 年の中途の臨時的任用職員で月の初日のみ採用前居住地から通勤して、その後転居した場合、その月は採用前居住地からの通勤手当を認定してよいか。【③】

(答12) 月の初日（平日）に採用され、採用された日に住居が定まっています（住居移転が完了して）通勤しうる状態にあった場合はその月から手当が支給される。

ただし、予め転居することが見込まれている場合は、月の初日に生活の本拠（住居）が定まっていると言えず、また、実際転居したことで、旧住居からの通勤が常例とする（一定期間を通じ、固定的な通勤形態）と言えないため、旧住居からの通勤に係る手当をその月から支給することはできないと解する。

(注) 通勤手当の趣旨（条例第11条）にある「常例とする」とは、一定期間を通じ、それがいわば固定的な通勤形態であることをいうと規定されている。

(給与条例の運用方針 (通知) 第11条関係)

第5 返納関係

1 通勤経路等が変更となったが負担する運賃等の額が同額となる場合

(問13) 支給単位期間の中途に通勤経路又は通勤方法が変更となったが、負担する運賃等の額が同額であった。この場合は、返納を行う必要はないか。【②】

(答13) 規則第16条の2第1項第2号でいう「通勤手当の額の改定される場合」には、通勤経路又は通勤方法の変更により、これに対応する定期券や回数乗車券等に変更があった場合は、たまたま同額となっても該当する。したがって、このような場合は、返納を行う必要がある。

第6 その他

1 兼務職員の通勤手当の取扱いについて

(問14) 兼務職員の通勤手当はどのように取り扱うのか。【③】

(答14) (1) 本務校及び兼務校共に自宅から2km以上ある場合

ア 交通用具利用者の場合

$$\begin{array}{ccccccc} \text{本務校の通勤距離に} & & \text{本務校への通勤回数} & & \text{兼務校への通勤距離に} & & \text{兼務校への通勤回数} \\ & & \times \frac{\quad}{21\text{日}} & + & \times \frac{\quad}{21\text{日}} & & = \text{支給額} \\ \text{対応する1か月分の額} & & & & \text{対応する1か月分の額} & & \end{array}$$

イ 交通機関利用者の場合

$$\text{本務校への通勤回数} \times 2 \times \text{原則として回数券} + \text{兼務校への通勤回数} \times 2 \times \text{原則として回数券} = \text{支給額}$$

(定期券が安い場合は定期券の額)

※1 通勤回数

$$\text{本務校への通勤回数} = 21\text{日} - \text{兼務校への通勤回数}$$

$$\text{兼務校への通勤回数} = \text{週の通勤回数} \times 4$$

※2 兼務校への通勤事実が無い月の場合

兼務校への通勤事実が無い月が生じても、兼務状態が継続していれば認定どおり支給できる。

〈例〉 自宅～本務校は5.3km 本務校～兼務校は8.4km
自宅からの通算距離13.7km 週2回兼務校へ

$$6,700 \times \frac{(21-8)}{21} + 10,200 \times \frac{8}{21}$$

$$= 4,147.61 + 3,885.71 \quad (\text{※この時点では端数処理はしないこと})$$

$$= 8,033.32 \quad \rightarrow 8,033\text{円} \quad (\text{※ここで1円未満は切り捨てる})$$

∴通勤手当額は、8,033円となる。

(2) 本務校は2km未満で兼務校のみ2km以上ある場合

ア **交通用具利用者の場合**

(1)アによる兼務校への日割額

イ **交通機関利用者の場合**

(1)イによる兼務校への所要額

※3 兼務校への通勤事実の無い月は支給停止する。

(3) その他

ア 上記は、自宅←→本務校、自宅←→兼務校の通勤形態の場合であり、その他の場合は教育事務所に照会すること。

イ 交通用具を使用して普通勤務のときより低額となり、実費を不当に下回る場合は教育事務所に照会すること。

ウ 「兼務を常例としている」とは、時間割等に当該職員の授業が組まれているなど、1か月以上毎週通勤する常態があること。